

第3次

徳島県環境基本計画 (案)

徳島県

令和元年 月

※白紙

※知事あいさつ

《 第3次 徳島県環境基本計画 目次 》

第1章 計画の基本的事項

1	計画改定の背景	2
2	計画の位置づけ	3
3	計画の期間	4
4	計画の構成	4

第2章 計画の基本目標

1	計画の基本コンセプト	6
2	目指すべき環境の将来像	8
3	取組展開の体系	9

第3章 主要取組の展開

1	気候変動適応とくしま	14
(1)	気候変動に適応した防災・減災力の向上	14
(2)	気候変動に適応した農林水産業の振興	16
(3)	気候変動に適応した産業経済活動及び県民生活の安定	17
2	エシカルで環境対策	20
(1)	環境に配慮したエシカル消費の推進	20
(2)	環境教育・環境学習の充実	22
(3)	環境に配慮した持続可能な事業活動の推進	24
3	地域に根ざす自然・水素エネルギー	29
(1)	新次元の温室効果ガス削減	29
(2)	自然・水素エネルギー導入の推進	32
(3)	自然・水素エネルギー関連産業の創出と振興	35
4	好循環社会とくしま	37
(1)	水資源、大気環境、土壌環境・地盤環境の保全	37
(2)	騒音・振動・悪臭、化学物質による環境汚染の防止	44
(3)	資源の循環利用	46
(4)	平時と災害時に対応した廃棄物処理対策	48
5	癒しの郷とくしま	51
(1)	多様な自然環境の保全とふれあいの創造	51
(2)	癒しの郷とくしまの創造	54
(3)	生物多様性のゆりかごとくしまの創造	56

6	みんなでつくる環境首都	60
	(1) 県民による自主的な環境保全行動の促進	60
	(2) 広域的な環境保全対策	62
	(3) 開発における環境配慮の実施	64
	(4) 環境保全に関する調査研究及び情報発信の充実	65

第4章 計画の推進と点検・評価

1	計画推進の基本方針	68
2	各主体の役割	69
3	計画の点検・評価	70
4	計画の進行管理体制	71

資料編

資料1	環境指標	74
資料2	用語解説	76
資料3	SDGs 17ゴール及び第3次徳島県環境基本計画とSDGsとの関連性	88
資料4	第3次徳島県環境基本計画の検討経過	92
資料5	県民意見の反映等	93
資料6	徳島県環境審議会委員	95
資料7	徳島県環境基本条例	96

《解説、ちよつと一息》

・主要取組・6つの柱の相互関係	10
・なぜ、“適応”が大切なのか	18
・ちよつと一息①	19
・食品ロスについて考えよう	26
・ちよつと一息②	27
・ちよつと一息③	36
・ちよつと一息④	50
・地域循環共生圏の構築	57
・ちよつと一息⑤	59

※白紙

第1章

計画の基本的事項

1 計画改定の背景

- 本県では、徳島県環境基本条例の下、環境に関する将来像を示し、その実現に向けた基本的な目標や方策を明らかにした徳島県環境基本計画を2004年（平成16年）3月に策定しました。その後の環境情勢等の変化を受け、2013年度（平成25年度）に見直しを行い、「徳島からの環境イノベーション」を基本コンセプトとする第2次徳島県環境基本計画を策定し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。
- 2013年度（平成25年度）の見直しからこれまでの間、世界に目を向けると、2015年（平成27年）には、地球規模の環境の危機を反映し、持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や、21世紀後半に温室効果ガス排出の実質ゼロを目指す「パリ協定」の採択など、時代の転換点とも言える国際的合意が立て続けになされました。
- 2016年（平成28年）のパリ協定の発効を受けて、世界の多くの国々が脱炭素社会に向けて大きく舵を切る中、その具現化を図るため我が国では、「地球温暖化対策計画」を策定し、2018年（平成30年）にはSDGsの考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を目指した「第五次環境基本計画」を策定しています。
- このような中、本県においては、全国で初めて「脱炭素社会」を掲げた「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」を制定し、緩和策と適応策を両輪とした気候変動対策を展開していますが、国を上回る温室効果ガス削減目標や自然エネルギー自給率の達成に向けて、その取組を一層加速する必要があります。
- また、引き続き「廃棄物のさらなる発生抑制」「大気・水質など生活環境の保全」「生物多様性の保全・回復」など、快適で安全・安心な環境を維持するために、息の長い取組を進める必要があります。一方、生態系に及ぼす影響が懸念される「海洋プラスチックごみ」の対策が喫緊の課題となっており、2019年6月に我が国で初開催されたG20においても、2050年までにプラスチックごみによる新たな海洋汚染をゼロにする目標が共有されました。
- こうした、環境を取り巻く様々な課題に適切に対応し、さらには、国際社会の動きも見定めつつ、将来における環境の保全・創造に向けて、今、私たちがなすべき方向性と施策を盛り込み、徳島県環境基本計画を改定します。

2 計画の位置づけ

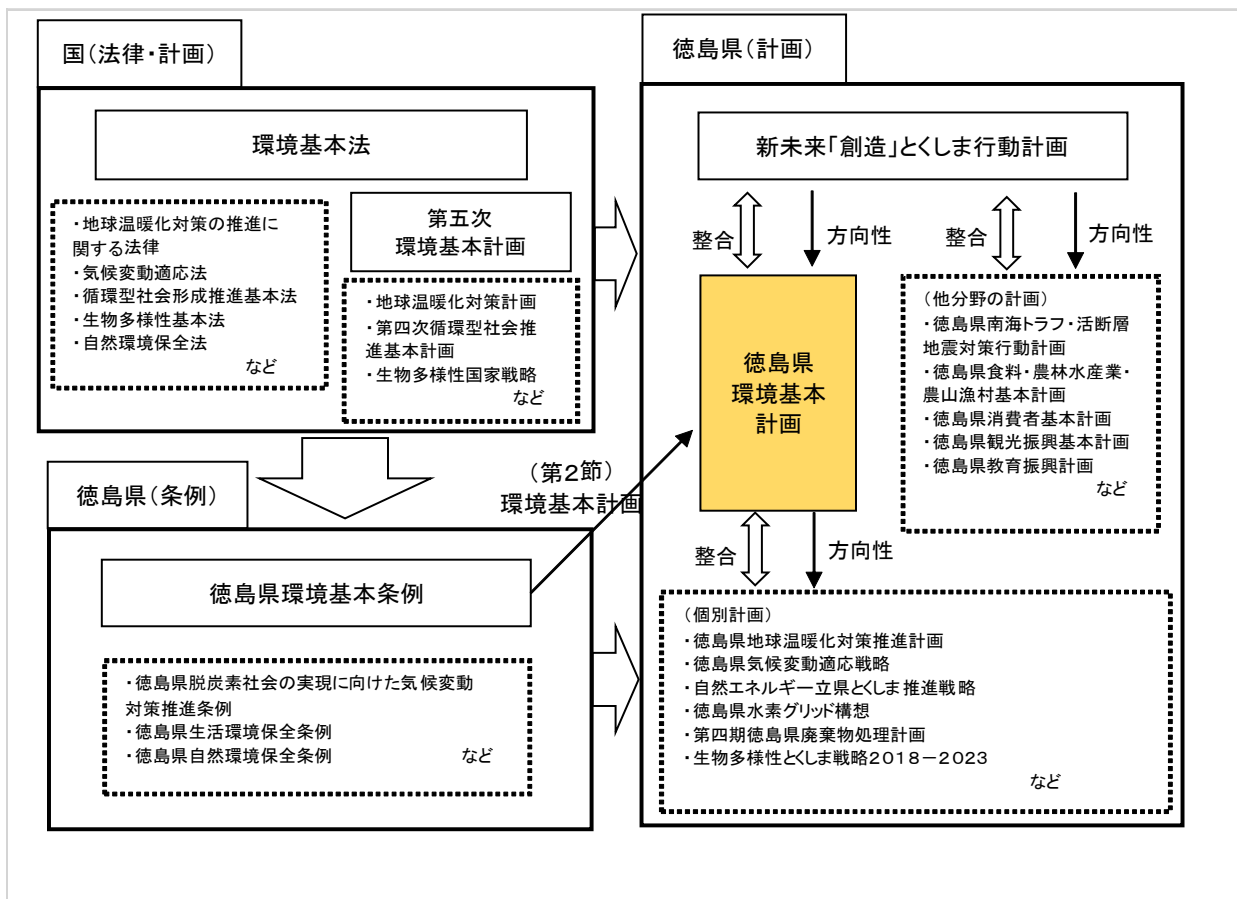
○徳島県環境基本条例第10条に定める、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、

①環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の大綱

②環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

を定めます。

○本計画は、「雨水の利用の推進に関する法律」（平成26年4月2日法律第17号）第8条に規定する本県の方針を包含します。

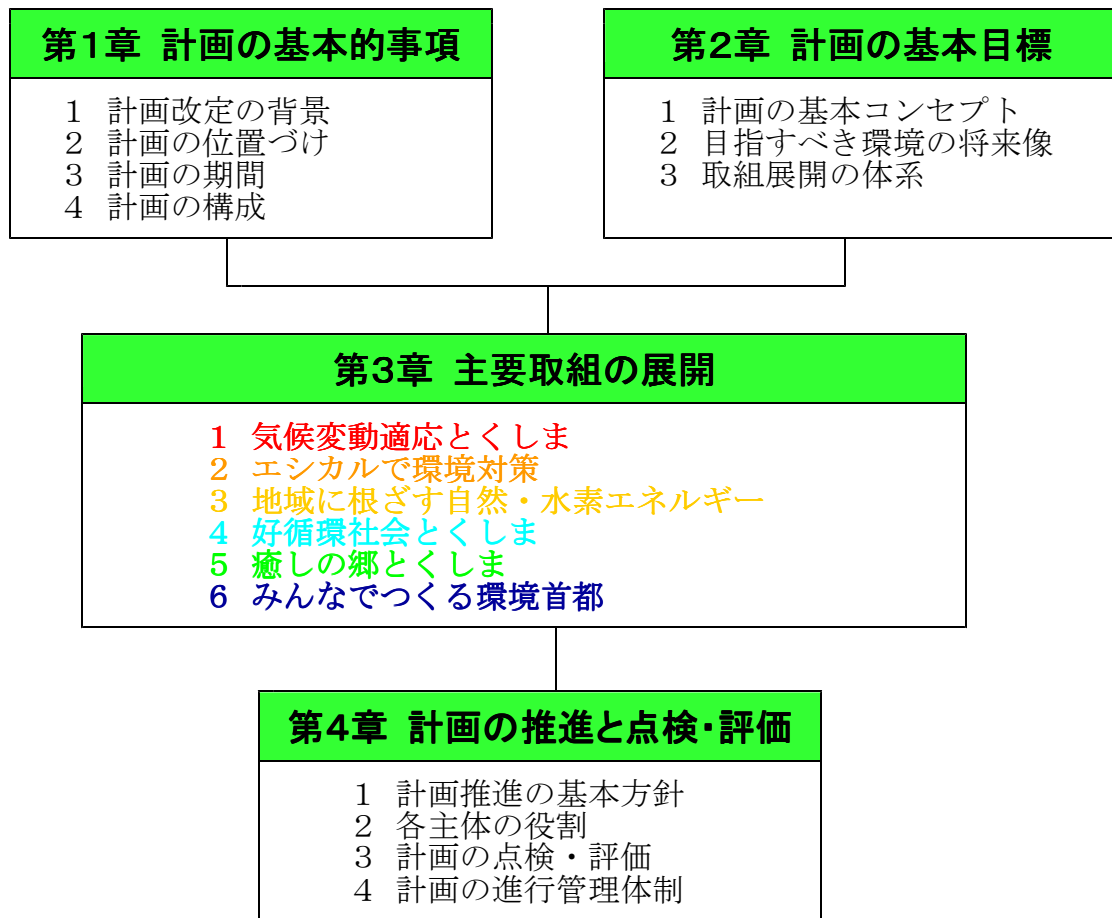


3 計画の期間

- 2019年度から2023年度までの5年間とします。
ただし、環境課題や経済・社会の変化に柔軟かつ適切に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の構成

- 本計画は本編4章より構成されます。



第2章

計画の基本目標

1 計画の基本コンセプト～SDGsとの関連～

(1) SDGs (持続可能な開発目標) と本計画の関連性

現在、環境・経済・社会の課題は相互に密接に関連し、複雑に絡み合っています。2015(平成27)年9月にニューヨーク国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において、SDGsを中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

SDGsとは、環境・経済・社会をめぐる複数の課題の統合的解決を目指す全世界の共通目標であり、2030年を目標年として17のゴールと169のターゲットを掲げています。



今回の計画改定では、一つの課題解決が、実は複数の課題を統合的に解決することにつながるSDGsの考え方を取り入れ、経済成長と環境保全が両立した持続可能な社会の構築を目指します。

(2) 基本コンセプト

今後5年間の基本コンセプトとして、持続可能な開発目標(SDGs)の考え方を取り入れ、温室効果ガスの排出量と吸収量のバランスがとれ、豊かな県民生活及び経済の持続的な成長を実現できる社会を目指して、

「脱炭素社会を徳島から実現！」

を掲げます。そして、取組の推進を図る上で、次の4つの重点戦略を設定します。

① 気候変動に適応した持続可能な社会づくり

くらしの様々な場面に現れている気候変動の影響に対して、その被害を回避・軽減、また影響のプラス面を活用することで、将来にわたり持続可能な社会を形成します。

② 環境に配慮したエシカルなくらしづくり

一人ひとりの消費行動が地球環境に多大な影響を及ぼすことを自覚し、環境や人、社会、地域などに配慮した倫理的な消費（エシカル消費）の普及を推進します。

③ 自然・水素エネルギーを活用した脱炭素型のまちづくり

温室効果ガスの更なる削減に向けて、地域資源を活かした自然エネルギー及び究極のクリーンエネルギー水素の最大限導入や、脱炭素型ライフ・ビジネススタイルの浸透を図ります。

④ 生物多様性が保全・継承されたふるさとづくり

地域が一体となった取組により、本県の豊かな生物多様性を保全し、コンパクトな循環型社会を形成します。

2 目指すべき環境の将来像

**“ 健全で豊かな環境を守り、育み、魅力を発信！
「住んでみたい・ずっと住み続けたい徳島」へ”**

徳島県環境基本条例の前文には、「健全で恵み豊かな環境を保全し、より良い環境を創造するとともに、将来の世代に継承していく」ことを明記しています。

恵み豊かな環境が保全され、経済社会も成長し、環境・経済・社会の調和する持続可能な社会を創出し、「住んでみたい」そして「ずっとここでいたい」と思える社会を目指します。



3 取組展開の体系

環境施策は、6つの取組の柱を設け、次の体系に沿って展開していきます。

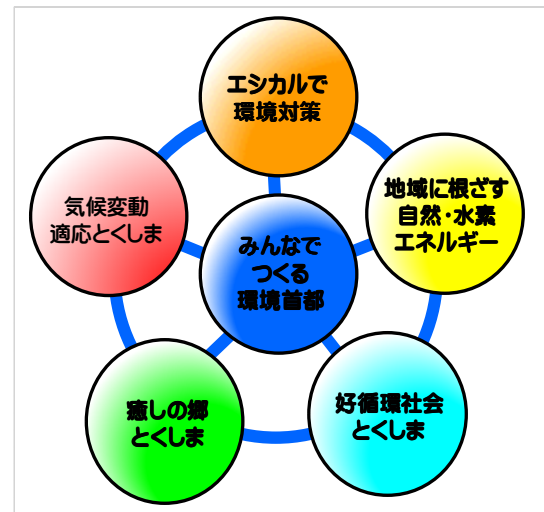


《主要取組・6つの柱の相互関係》

第3次徳島県環境基本計画に掲げる6つの柱は、それぞれ独立しているようで、実は非常に関連性を持っています。

中心には、私達一人ひとりの、そしてパートナーシップによる、自主的・積極的な環境保全への取り組みがあります。

「住んでみたい・ずっと住み続けたい徳島」の実現のためには、その問題に直接に関係のある課題のみならず、それに関わる複数の課題を意識して、同時解決を図ることが必要です。



○「プラスチックごみの削減」を例とした「6つの柱」「SDGs」との関係

主要取組の「2 エシカルで環境対策」には、近年、世界的な環境課題として大きくクローズアップされている「海洋プラスチックごみ」問題への対策を記載しています。

私達の身の回りにはあふれているプラスチック製品はとても便利で、生活に欠かせないものとなっています。しかし、これが海に流れて「プラスチックごみ」になってしまうと、海の生態系に、さらには私達の生活にも大きな影響を及ぼすとされています。

きちんと廃棄されず海に流れ込み発生する「海洋プラスチックごみ」は、世界各地で大量に発生しています。

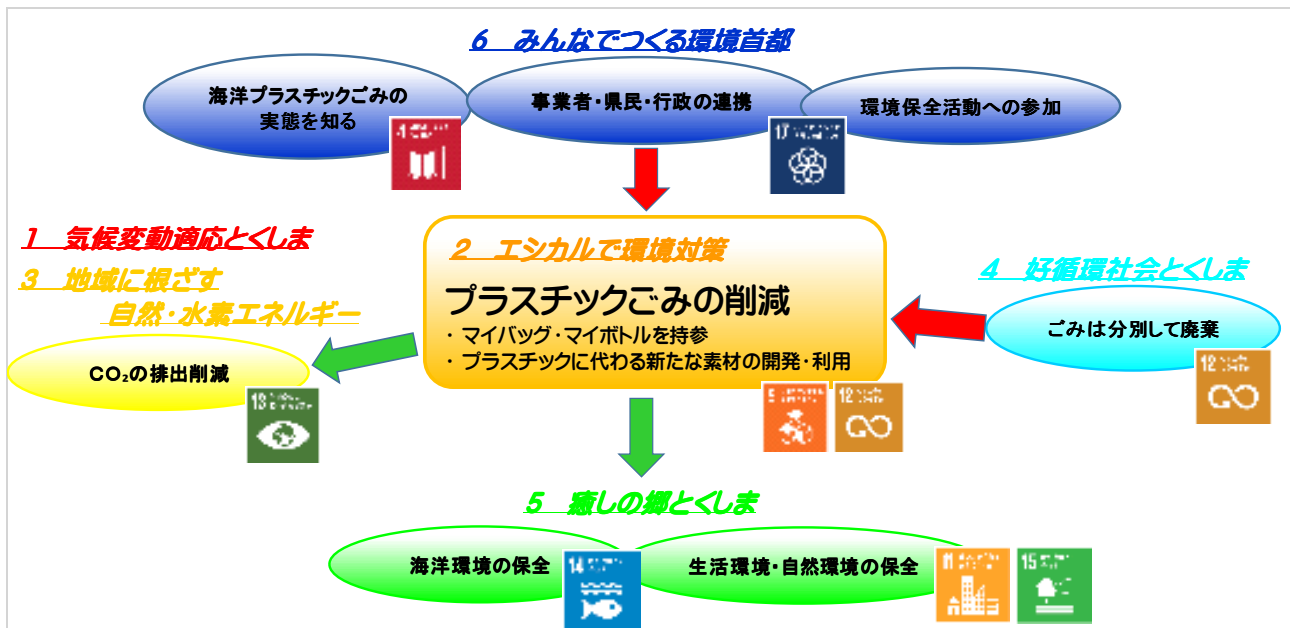
海を漂うプラスチックごみを、ウミガメなどが餌と間違えて飲み込んだり、ごみに絡まって窒息死してしまうのです。さらに、紫外線などで劣化し細かく砕けて5mm以下となった「マイクロプラスチック」は、有害物質を吸着する性質を持っており、小魚などがマイクロプラスチックを取り込むと、それを食べる魚に有害物質が蓄積されます。



(出典) 環境省「海洋プラスチック問題について」

つまり、食物連鎖を繰り返す中で有害物質が濃縮されていくのです。

プラスチックごみの削減を中心とした、第3次徳島県環境基本計画の主要取組・6つの柱とSDGsの17ゴールとの関係は次のとおりです。



早急に対策が必要な世界的な環境問題である「海洋プラスチックごみ」ですが、この問題を解決するための“プラスチックごみを削減する”というひとつの課題をとっても、このように様々な相関関係が浮かび上がってきます。

プラスチックごみの削減のための対策が、一見関係がないように思える気候変動対策につながっています。

また、海洋プラスチックごみ問題や気候変動対策などは、非常にグローバルな問題であるにも関わらず、実は私達一人ひとりのライフスタイルに大きく左右されるのです。

第3章

主要取組の展開

1 気候変動適応とくしま



目指す将来像

- ・気候変動の「緩和策」とともに「適応策」に対する理解が深まり、気候変動の影響による県民生活や自然環境への被害が最小限にとどまり、速やかに回復可能な社会が構築されています。
- ・気候変動の影響のプラス面を効果的に活用し、農林水産物の新たなブランドの創出や適応策に資する製品や技術の開発など、地域の活性化にも繋がる取組が行われています。

(1) 気候変動に適応した防災・減災力の向上

現状と課題

- 県下全域が台風の常襲地帯であるとともに、急峻な地形や脆弱な地質のため、従来から、大規模な水害・土砂災害が繰り返し発生しています。
- 近年頻発している異常気象や南海トラフ巨大地震により、甚大な被害が危惧される本県においては、「防災」だけでなく、被害を最小化する「減災」の視点を加えた対策を講じていく必要があります。
- 地震や津波の災害が発生した場合、特に有害物質の環境への漏洩や、被災建築物からアスベストが飛散するなど二次災害が懸念され、緊急時の体制を整備しておくことが必要です。

取組展開

① 自然災害を迎え撃つ県土強靱化

○自然災害を迎え撃つ県土強靱化

- ・気候変動により懸念される深刻な洪水、異常湧水等に備え、「徳島県治水及び利水等流域における水管理条例」により、流域における事前防災・減災対策に取り組みます。
- ・河川、海岸、砂防や治山施設などの整備を推進し、大規模な水害・土砂災害による被害を最小限にするよう取り組みます。
- ・異常気象等に備えた道路や集落孤立防止のための生命線道路の整備に取り組みます。
- ・県民の防災意識向上を図り、地域における自助・共助の取組を強化します。



治山施設

② 自然・水素エネルギーを活用した防災・減災対策の推進

○防災拠点等への自然エネルギー・水素エネルギーの整備推進

★災害に強い特性を有する自然エネルギーを活用し、「自立・分散型エネルギー社会」の構築のため、防災拠点となる施設（病院や学校、庁舎）や避難所施設に太陽光パネル、LED照明、リチウムイオン蓄電池の整備を着実に進めるなど、住民が安心して暮らせる「災害に強いまちづくり」を推進します。

・災害に強い自然エネルギーの特性や活用方法などを積極的にPRし、自然エネルギーを活かした「災害に強いまちづくり」に向けて啓発活動を積極的に展開します。

★県内各地でのイベントとタイアップする形で普及啓発を実施し、「走る発電所」である燃料電池自動車（FCV）による外部給電の実演を行うなど、災害に強い水素を積極的に発信します。 **指標 1-1**



FCV外部給電実演

○自然エネルギー設備・施設の活用

・県営和田島太陽光発電所に付加された災害時の非常用電源機能を現在、事業化を進めている神山町での小水力発電所にも実装することにより、防災訓練等で活用をするなど、自然エネルギーを活用した「災害に強いまちづくり」を推進します。



和田島太陽光発電所

③ 環境モニタリング体制の強化

○環境モニタリング体制の整備

★有害物質の漏洩飛散などによる環境影響の把握や対策を迅速かつ的確に進めるため、事業者等の有害物質の保有情報を集積します。

・災害が起きた場合の体制強化を図るため、環境保全協定等締結事業者と連携し、情報の共有を図ります。

・あらかじめ災害の規模・地域性などの特性に応じたモニタリング体制の整備を進めます。

(2) 気候変動に適応した農林水産業の振興

現状と課題

- 気候変動の影響により、農林水産物の品質の低下や収量の減少が現れています。
- 現在も、高温耐性品種の導入や高温対応の栽培管理に取り組んでいますが、安定的な生産や供給体制を確立するために、関係機関と連携した技術開発・普及を推進する必要があります。
- 一方で、収益性の高い高温適応品種への転換、新たなブランドの創出など、温暖化のプラス面を効果的に活用することも必要です。
- 農林水産業の担い手の高齢化及び減少が急速に進んでおり、将来にわたって、農林水産業の活力を維持していくためには、安定的な生産・供給体制の確立と人材の育成・確保が喫緊の課題となっています。

取組展開

① 気候変動に適応した農林水産業の振興

○安定的な生産・供給体制の確立

- ★徳島大学をはじめとする高等教育機関や民間事業者など関係機関と連携し、高温や豪雨など気候変動に適応した高品質・安定生産が行われるよう、AIやIoT技術等の先端技術も活用し、新品種・新技術の開発及び普及推進に取り組みます。
- ・治山施設の整備を推進し、土砂災害による被害を最小限に抑えるとともに、森林管理を適正に行うため、公有林化や森林境界の明確化等を推進します。

指標 1-2

- ・高水温に強く、早期に収穫できるワカメなど新品種の導入促進や、海水温等の環境変化が魚介類の生態や資源の変動に及ぼす影響の検証に取り組みます。

○農林水産業の担い手育成及び確保

- ・「アグリビジネススクール」、「徳島かんきつアカデミー」や「とくしま林業アカデミー」、「とくしま漁業アカデミー」において即戦力となる人材の確保に取り組むとともに、「アグリ」「フォレスト」「マリン」の各サイエンスゾーンにおいて産学官の連携により、次代の農林漁業を担う人材の育成に取り組みます。
- また、インターンシップ等の現場体験を通じて、農林水産業に対する若者の理解促進を図ります。



高水温環境に対応したワカメの品種改良



とくしま林業アカデミー



とくしま漁業アカデミー

(3) 気候変動に適応した産業経済活動及び県民生活の安定

現状と課題

- 地球温暖化の影響により、企業のサプライチェーン（生産過程、生産物の販売、生産施設の立地など）に影響を及ぼすことが予想されています。
- 地球温暖化に対応する製品や技術に対する需要の増加が予想され、ビジネスチャンスが拡大するとの見方も示されています。
- 気候変動やその影響に関する普及啓発を通じ、県民、事業者等の理解を深め、幅広い主体における適応策への協力、実践を促す必要があります。

取組展開

① 産業経済活動における「適応策」の浸透

○気候変動の影響によるリスクの回避

- ・事業活動等への気候変動による影響について情報収集・調査研究し、適切に情報提供を行うことにより、企業における適応の取組を促進します。

○気候変動の影響の効果的活用

- ・地球温暖化の防止や適応に資する環境関連製品や技術について幅広く県民に周知し、それらの優先的な選択（エシカル消費）を推進することにより、企業における適応の取組を促進します。
- ・ビジネスチャンスや地域資源の創出・拡大に向け、企業等への気候変動に関する適切な情報提供を行い、適応策に資する関連製品、技術開発の取組を促進します。

② 県民生活における「適応策」の浸透

○「適応策」に対する理解の促進

- ★県民生活や事業活動における気候変動の影響について理解を深め、日常の行動へつなげられるよう、情報提供や普及啓発を実施します。 **指標 1-3**
- ・気候変動やその影響に関する情報提供等を通じ、幅広い主体における適応策への協力、実践を促します。



「適応策」に関するパネル展示

○「適応策」の主流化

- ・将来の気候変動の影響に備えて、対策が講じられるように、あらゆる施策に「適応」の視点を取り入れていきます。
- ・県庁関係部局横断的に、また民間団体とも協働して、各種施策を実施していきます。

○「気候変動適応法」を踏まえた取組

- ★地域において、気候変動への適応に関するの情報収集・提供等を行う拠点（地域気候変動適応センター）機能を担う体制の充実に努めます。 **指標 1-4**

なぜ、「適応」が大切なのか

○気候変動対策の2つの柱

夏の猛暑日や短時間で降る大雨の増加など、「地球がなんだかおかしいぞ。」と感じることはありませんか。

I P C C（国連気候変動に関する政府間パネル）の専門的知見によると、「今世紀末までに世界の平均気温は最大4.8℃上昇」との厳しい将来予測を示しており、近年世界各地で異常気象が続発するなど、地球温暖化はますます深刻化しています。そして、今後、これまで以上に、私達の生活に関する幅広い分野での影響が懸念されています。

気候変動への対策としては、**その原因とされる温室効果ガスの排出を抑える「緩和策」**が以前からよく知られ、推進されてきたところですが、**気候変動によるリスクをできる限り低減し、また、その影響に備える「適応策」**も、重要な取組のひとつです。

○「適応策」って？

実は、私達の身の回りでも既に取り組みられています。

例えば、気温や海水温の上昇に対応した農・水産物の品種改良。大雨による河川の氾濫による被害を防ぐためのインフラ整備、気温の上昇による熱中症への対策など。行政や企業が行うものもあれば、私達一人ひとりが取り組むことができる「適応」もあるのです。

○「適応策」を巡る国・徳島県の実情

平成30年12月には「気候変動適応法」が施行され、国、自治体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備されました。

徳島県においては、法律制定前の平成28年度に、全国で初めて適応策を条例に位置付けた「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例（愛称：すだちくん未来の地球条例）」を制定するとともに、いち早く「徳島県気候変動適応戦略」を策定し、緩和策と適応策を両輪とした取組を推進してきているところです。

○「適応策」による持続可能な社会づくり

「適応策」は、気候変動によるリスクや被害を最小限にとどめ、速やかに回復可能な社会、安全・安心な社会づくりを行うための対策です。しかし一方で、例えば、地球温暖化に対応する製品・技術の開発や高温化による収益性の高い農作物への転換等、その影響を効果的に活用するといった側面もあります。つまり、適応策を推進することは、地方創生につながる地域づくりでもあり、ずっと住み続けられる徳島への処方箋なのです。



～ ちょっと一息 ① ～

徳島県では、若者からお年寄りまであらゆる世代の方が環境問題について関心を高めるとともに、新たなアクションを起こすきっかけとなればと“エコ川柳”や“環境マンガ”を募集してきました。

ここでは、応募があった中から、入賞された作品の一部を御紹介します。

◎環境マンガコンテスト（平成30年度） 優秀賞

作品名「失われつつある森林について」 作者：久保田 麻衣さん（学生）



2 エシカルで環境対策



目指す将来像

- ・幼い時期から、環境問題への理解力と実践力が養成される環境が整い、持続可能な社会の実現に向けて、県民一人ひとりが環境に配慮した思いやりのある消費行動や事業活動を行っています。

(1) 環境に配慮したエシカル消費の推進

現状と課題

- 持続可能な社会を構築するためには、環境への負荷ができるだけ少ない消費行動が求められています。
- 人や社会、環境に配慮したものやサービスを選んで消費する「エシカル消費」の認知度を高め、一人ひとりの消費行動や事業活動が地球環境や経済社会に影響を与えるという意識を醸成し、行動に移す実践的な態度を育成することが必要です。
- 日本における食品ロスの発生量は、年間643万トンと推計されています。限りある食糧を無駄なく消費し、温室効果ガスの発生源となる廃棄食品を削減することはエシカル消費の理念にもつながり、今後一層の取組の推進が求められています。
- また、新たな環境問題として、プラスチックごみによる海洋汚染対策が国際的な課題となっています。廃プラスチック類の管理を徹底することが必要であるとともに、今後は、一人ひとりの消費行動が重要となります。

取組展開

① 地域社会におけるエシカル消費の推進

○食品ロス削減の推進

- ・家庭や飲食店、小売店等で発生する食品ロスの削減に向けて、「おいしい徳島！食べきり運動」や「とくしま食べきり協力店登録制度」を積極的に展開するとともに、環境活動連携拠点「エコみらいとくしま」において、実体験を通して学ぶ食品ロス削減講座を開催します。 **指標 2-1**

- ★学校、消費者団体、小売店、フードバンクや子ども食堂の運営者等、多様な主体との連携により、普及啓発を実施します。

指標 2-2



食品ロス削減セミナー

★令和元年度に本県で開催する「第3回食品ロス削減全国大会」を契機として、家庭や飲食店等における食品ロス削減の気運を醸成し、県民運動へと展開します。



食品ロス削減啓発イベント

○消費行動等によるプラスチックごみ削減の推進

- ・「プラスチック資源循環戦略」を踏まえ、プラスチックの3Rの更なる推進及び再生可能な資源への転換を図ります。
- ・海洋プラスチック汚染の実態の正しい理解の促進と、使い捨てプラスチック製容器包装・製品が不必要に使用・廃棄されることがないように、「とくしま環境県民会議」と連携し、県民の意識変革を図ります。
- ・県民一人ひとりにプラスチックごみを出さない消費行動を実践していただけるように「マイバッグキャンペーン」や「マイボトルキャンペーン」などの啓発活動に努めます。 **指標2-3**
- ・ごみの減量や資源化などに配慮している小売店等を認定し、広く県民にPRする「エコショップ」「スーパーエコショップ」制度の更なる推進を図ります。
- ・包装の簡素化やレジ袋・食品トレイの廃止など、積極的にプラスチックごみ削減に取り組んでいる小売店を「プラスチックごみ削減協力店」として新たに認定し、小売店での削減を図ります。 **指標2-4**

★「とくしま海岸漂着物対策取組方針」に基づき、関係行政機関・市町村・民間団体等と連携して、漂着物等の回収・適正処理・処分・資源化を進めるとともに、県民に対して発生抑制に係る情報提供や普及啓発を実施します。 **指標2-5**



プラスチックごみ回収イベント

- ・プラスチックごみの徹底した分別回収・再資源化が行われるよう、一般廃棄物行政を所管する市町村と協力し、効果的・効率的なリサイクルを推進します。

○エシカル消費の理念の普及

- ・エシカル消費の普及推進に顕著な功績のあった事業者や団体を表彰し、広く紹介することで、今後の活動を奨励するとともに、SNS等を活用した多様な媒体を通して県民一人ひとりに届く周知啓発活動を展開することで、環境等に配慮したエシカル消費に対する県民の理解促進を図ります。
- ・地産地消や「とくしまエシカル農産物(GAP認証取得農産物、エコファーマー生産農産物、有機農産物)」などエシカル消費の理念を広く県民に周知し、実践していただけるよう、講演会・研修会・フォーラムなどの開催を通じて、県民運動につなげていきます。

② 「エシカル消費」教育の推進

○学校における「エシカル消費」教育の推進

- ・県内すべての公立高校に、エシカル消費を研究・実践する「エシカルクラブ」を設置し、学校の特色に応じた啓発・実践活動を行います。
- ・「エシカルクラブ」の成果を広く県内外に発信することで全国モデルとなる「エシカル消費」教育の普及・拡大を図ります。

○一般向けの「学びの場」の提供

- ・徳島県消費者大学校及び大学院において、エシカル消費について学習する講座を設け、環境に対する影響等について主体的に考えながら消費行動のできる消費者の育成に努めます。

(2) 環境教育・環境学習の充実

現状と課題

- 学校教育に関しては、総合的な学習の時間や、総合的な探究の時間などを活用し、自らの体験を取り入れた実践的な環境学習が行われています。
- 学校教育における環境教育カリキュラムの充実や環境教育指導力の向上が課題となっています。
- 社会教育に関しては世代やライフステージに応じた様々な環境学習の機会の提供、各種イベントによる普及啓発で、県民の環境保全意識も向上しています。さらに、NPOなど民間団体の環境学習活動も活発です。
- 持続可能な社会を実現するためには、自分たちの住んでいる地域を知り、地域の環境のすばらしさや課題を理解し、どのような地域にしたいかを考え、地域の環境保全また課題解決に向けて取り組む人づくり、つまり、持続可能な社会の担い手を育む教育（ESD）が求められます。
- 人や社会、環境に配慮したものやサービスを選んで消費する「エシカル消費」の認知度を高め、一人ひとりの消費行動や事業活動が地球環境や経済社会に影響を与えるという意識を醸成し、行動に移す実践的な態度を育成することが必要です。

取組展開

① 総合的な環境教育・環境学習の推進

○環境教育・環境学習の推進

- ・環境教育・環境学習の、総合的・体系的な取組を推進します。
- ★多様な主体との連携・交流を推進し、幼児から高齢者までそれぞれのライフステージに応じた家庭、学校、企業及び地域社会など多様な場における環境学習活動を促進します。 **指標 2-6**



とくしま環境学習フォーラム

- ・「新 学校版環境 I S O」の認証取得を進めるとともに、エネルギーに関する教育を充実させ、生命や自然を大切にし、地域の環境を守るために行動できる、郷土を愛するモラルの高い児童生徒を育成します。 **指標 2-7**

- ・学校における節電・ごみ分別・リサイクル活動などの取組を地域に広げ、児童生徒が地域に出向いて、環境美化活動や自然観察などの体験活動を積極的に行い、環境学習内容を家庭や地域に波及させていきます。



出前授業

○教員の指導力向上

- ・「新 学校版環境 I S O」の認証システムや効果的な取組方法等について研修するエコリーダー養成講座を実施します。
- ・環境・エネルギーに関する取組の発表及び講演会を行います。

○人材の育成及びネットワーク化の推進

- ★地域における環境学習等の指導者や環境保全活動の地域リーダー及び環境アドバイザー等の人材育成やネットワーク化を推進します。 **指標 2-8**

○県民の意識啓発の強化

- ・「徳島県地球環境を守る日」を中心に環境関連イベントを開催するなど、普及啓発事業を総合的・体系的に実施します。

○環境学習機会の充実

- ・環境活動連携拠点「エコみらいとくしま」を核として、実践的な環境学習の機会を提供します。
- ・「とくしま環境学習プログラム」を活用し、互いに連携、協働しながら主体的に行動する人づくりを推進します。



環境活動連携拠点エコみらいとくしま



徳島県地球環境を守る日ロゴマーク

(3) 環境に配慮した持続可能な事業活動の推進

現状と課題

- 現代においては、環境・経済・社会の課題が相互に密接に関連し、複雑化しています。そのような中、複数の課題を統合的に解決することで、持続可能な社会を実現を目指す「持続可能な開発目標（SDGs）」が2015年の国連サミットで採択されました。
- 本県は、いち早く「脱炭素社会の実現」を掲げた条例「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」を2017年1月に施行し、豊かな県民生活と経済の持続的な成長を実現できる社会を目指しています。
- 経済分野では、本県には、「21世紀の光源・LED」の生産で世界的に大きなシェアを占めるLEDメーカーが立地しており、こうした地域特性やポテンシャルを活用した、「LEDバレイ構想」の推進により環境配慮型産業の創出を積極的に進めています。
- 今後、環境配慮型産業は、グリーンイノベーションを通じたエネルギー制約の解決や新たな産業創出の潜在需要を掘り起こす課題解決型の成長産業として期待が高まっており、環境と経済の両立や地域産業の活性化・再生のため、その取組を加速化していくことが求められています。
- 農業分野においては、環境と調和した持続性の高い農業により生産されたエシカル農産物に対する消費者ニーズが高まっており、環境負荷を低減した安全・安心な農業の推進が求められています。また、持続可能性に配慮した調達を原則とした東京オリンピック・パラリンピックの開催は、エシカル消費市場の拡大の契機になると期待されています。

取組展開

① 環境保全と経済発展・雇用創出の取組の総合的かつ一体的な推進

○グリーンイノベーションの「芽」の創出

- ・高等教育機関における産学官連携組織や地域支援組織と連携し、創・省・蓄エネ機器の開発や大気・水処理技術、自然再生など、グリーンイノベーションの「芽」を見つけ、育てる取組を推進します。

② 環境関連産業の創出・振興の推進

○「環境配慮型産業」の創出

- ・「とくしま地域産学官共同研究拠点」を活用し、産学官で技術開発を進めるとともに、中小企業の新製品・新技術開発などを加速するため、「とくしま経済飛躍ファンド」による支援や、国等の競争的研究開発資金の確保に努め、本県中小企業の「ものづくり」技術を活かした環境配慮型産業の創出を図ります。

③ 環境と調和した持続可能な農業の推進

○環境負荷の少ない農業生産活動の推進

- ・環境に配慮した持続性の高い生産方法で栽培される「とくしまエシカル農産物(GAP認証取得農産物、エコファーマー生産農産物、有機農産物)」の生産拡大を図り、農業生産における化学農薬や化学肥料の使用量の低減を促進します。 **指標 2-9**



- ・農村地域の環境保全や資源の有効利用を図るため、使用済み農業資材の適正処理や排出量の抑制に努めます。
- ・農業生産者を対象に、土づくりの意識啓発、土づくりに関する資料の配付を行うとともに、土壌機能モニタリング調査、たい肥等の適正使用を推進します。

○農業生産活動における資源の循環利用等の推進

- ・家畜排せつ物など地域の有機質資源の利用を促進するため、生産たい肥の品質改善や広域流通体制の確立等を推進します。
- ・地域内で排出された農産加工品の残滓を堆肥化し、地域の農地に還元するなど、地域内での資源循環を促進します。
- ・「木くず」などの未利用木質資源を活用した「木質ペレット」の普及を図り、木質バイオマスをエネルギー源として活かした環境に優しい農業の推進を目指します。
- ・鶏糞等の「畜産バイオマス資源」を活用し、「鶏糞ボイラー」をエネルギー源として利用するなど、地域と調和した畜産経営を推進します。

○環境と調和した農業生産活動を支えるしくみづくり

- ・未利用有機資源を有効活用する技術や、安全・安心な農産物の生産技術等、環境保全型農業技術の開発を推進します。

食品ロスについて考えよう

○世界的課題の「食品ロス」

日本における、まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」の発生量は、年間643万トン※です。これは、世界の食糧援助量の約2倍に相当します。

食品ロス削減は、世界的な課題であり、SDGs（持続可能な開発目標）の17ゴールのうち、12番目のゴール「つくる責任 つかう責任」の中に、2030年までに世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させるというターゲットが掲げられています。また、日本においても「第4次循環型社会形成推進基本計画」において、家庭から発生する食品ロスを2030年度までに2000年度比で半減するとの目標が設定されました。



※環境省「我が国の食品廃棄物等及び食品ロスの発生量の推計値（平成28年度）の公表について」より

○食品ロスを減らすことが気候変動対策？

一見関係がないような、食品ロス削減と気候変動対策ですが、食品ロスの削減により廃棄物処理に係るエネルギー使用量が減るほか、遠方から必要以上の食料を輸送することの見直しにより温室効果ガスの排出量の減少につながります。

その他にも、事業者などと連携し、フードバンクや子ども食堂などの活動に食糧を無償提供することは、食事に困っている方々への助けにもなります。

さらに、事業者が、インフラ改良や産業改善を目指すことは、食品の加工や保存技術の向上につながり、食品ロス削減に貢献します。

このように、食品ロス削減という一つの課題が複数の課題と深く関わっています。

参考文献：「平成29年版環境・循環型社会・生物多様性白書」（環境省）

○徳島県における食品ロス削減への取組

徳島県では、消費者庁・消費者行政新未来創造オフィスと連携し、県内約100世帯の協力により、食品ロス削減の知識習得の効果を分析するモニター実証事業を実施（平成29年度）し、その実証事業で得られた成果を基に、県内各地域において、実演型セミナーを開催（平成30年度）しました。その他、次代を担う子ども達に食品ロス問題について考えてもらうイベントを実施しています。

令和元年10月には、徳島県で「第3回食品ロス削減全国大会」が開催されます。

この大会を通じ、消費者の取組として、人・社会・環境に配慮した思いやりのある消費行動「エシカル消費」を、事業者の取組として、原材料の仕入れから、加工・流通・販売にいたる一連の流れの中で、ICTを活用した管理の徹底を図る「ICTを活用した食品ロス削減手法の創造」の推進を図ることとしています。これらの取組を通じて、県内において、食品ロス削減へのライフ・ビジネススタイルの転換の気運を図るとともに、徳島県から“食品ロス削減の手法”を発信していきます。

～ ちょっと一息 ② ～



◎環境マンガコンテスト（平成30年度） 最優秀賞

作品名「『命』とは」 作者：大滝 麻莉さん（学生）



◎環境マンガコンテスト（平成30年度） 優秀賞

作品名「つながる」 作者：甲斐 由美夏さん（学生）



◎地球にええこと！エコ川柳（平成28年度） 優秀賞

お買物 使わな損そん マイバッグ

作者：岡本 早弥香さん(グラフィックデザイナー)

3 地域に根ざす自然・水素エネルギー



目指す将来像

- ・脱炭素型ライフ・ビジネススタイルが浸透し、県民総活躍で気候変動対策に取り組んでおり、県の温室効果ガス排出量を「2030年度に2013年度比で40%削減」という目標が達成されています。
- ・エネルギーの安定供給と自給率の向上が図られるとともに、地域資源を活用した多様な自然エネルギーが県内各地に導入され、地域の実情に呼応した形で最大限活用されています。
- ・水素エネルギーに対する県民の理解が深まり、水素ステーションの整備等による燃料電池自動車（FCV）の普及が進み、水素社会の実現に向けて、確実に進展しています。
- ・農林水産業や地場産業の分野において、自然エネルギーや水素エネルギーの利用が広がっており、温暖化対策とともに地域の活性化が図られています。

(1) 新次元の温室効果ガス削減

現状と課題

- 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書によると、今世紀末までに世界の平均気温は最大で4.8度上昇すると予測されています。
- このような中、2015年12月に、今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロとすることを目指す国際的枠組み「パリ協定」が採択されました。
- 国においては、2016年5月に地球温暖化対策推進計画を策定し、温室効果ガスを「2030年度に2013年度比26%削減」する目標を設定しました。
- 本県でも、この100年あたりで平均気温は1.4℃の割合で上昇しており（統計期間：1892年から2017年）、温暖化の影響は、猛暑や豪雨の増加、農作物の品質低下や動植物への被害など、日常生活の様々な場面で現れています。
- そこで、本県は、全国に先駆けて「脱炭素社会」を掲げた条例を制定し、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」と気候変動の影響に適切に対応する「適応策」を両輪とした気候変動対策を進めています。
- 脱炭素社会の実現に向けては、県民・事業者の皆さんと、ともに取り組む気候変動対策が求められます。

取組展開

① 気候変動「緩和策」の加速

○脱炭素型ライフ・ビジネススタイルへの転換に向けた取組

★地域コミュニティにおいて、省エネ活動により創出した温室効果ガス削減分に対して価値を付与し、率先して省エネ活動を行う意欲を喚起させるとともに、地域の課題を解決する取組を推進します。 **指標 3-1**

★ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)やネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)、また、家庭部門やオフィス部門におけるエネルギー消費の「見える化」や機器の制御を行うエネルギー管理システムの導入を促進します。

さらに、エネルギー利用の平準化による省エネを図るため、効率的なエネルギー利用に資する蓄電池の導入も促進します。 **指標 3-2**

・家庭に対する「うちエコ診断」や事業者への「省エネ診断」を推進し、診断結果を活用した具体的な省エネ行動を促します。

・家庭や事業所、街灯などにおいて、照明のLEDへの積極的な切り替えを促進します。

★県と共同して気候変動対策に取り組む「とくしまエコパートナー」事業者・団体の任命を推進します。

指標 3-3

★人や社会、環境に配慮した消費行動を行う「エシカル消費」など、新たな価値観の共有を図り、意識の変革を促進します。

・「徳島夏・冬のエコスタイル」を拡大し、県民生活のエコ化を推進します。また、本県で先導的に実施した「家族でおでかけ・節電キャンペーン」をはじめ、クールシェア、ウォームシェアを普及することにより、エネルギー使用のピークカット対策を推進します。

・都市機能の集約等による「歩いて暮らせるまち」の実現、公共交通機関や自転車等を重視した交通システムの構築、豊かな自然や未利用エネルギーの活用など、地域の特性を活かした環境への負荷の小さい都市・地域づくりに取り組みます。



エコパートナー事業者との協定締結

○自然・水素エネルギーの導入加速

・太陽光、風力、小水力、バイオマスなど多様な自然エネルギーの導入を加速することにより、自然エネルギーによる電力自給率を向上させます。

★水素を新たなエネルギーとして活用する水素社会の早期実現のため、水素ステーションの整備促進や燃料電池自動車(FCEV)の普及を図るとともに、あらゆる機会を通じて普及啓発を実施します。 **指標 3-4**



FCEVと県庁水素ステーション

○森林等の吸収源に係る対策

- ・地域で実施する道路、公園等の緑化の取組や、「とくしま協働の森づくり事業」などの森林保全整備ボランティアに積極的に参加することを推進します。 **指標 3-5**
- ・企業活動や県民生活において、クレジットやオフセット商品の購入など、カーボン・オフセットが日常化されるように、普及啓発を実施します。



とくしま協働の森づくり

○フロン類の排出抑制・3Rの推進

- ・フロン排出抑制法や家電リサイクル法等の施行を徹底し、県民、事業者に対して、フロン類の回収・適正処理を促進します。 **指標 3-6**
- ・オゾン層保護だけでなく、地球温暖化防止にも寄与するノンフロン製品等に関する情報を提供し、その使用拡大を促進します。
- ・家庭生活や事業活動から発生する廃棄物について、リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）を推進します。

② 地球温暖化対策の総合的な推進

○条例等の着実な推進

- ・地球温暖化対策推進法に基づく市町村等の地球温暖化対策実行計画の策定や計画に基づく取組を促進します。
- ・「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」に基づく一定規模以上の温室効果ガス排出事業者（特定排出事業者）の排出削減計画書の提出等の徹底を図ります。また、特定事業者以外の事業者（中小排出事業者）においても、事業活動における温室効果ガスの排出削減を進めるため、計画書等の提出を推進します。
- ★事業者の脱炭素型ビジネススタイルへの転換を促進するため、温室効果ガスの排出抑制に積極的に取り組む事業者の削減努力が見える化し、積極的に公表するとともに、特に優れた功績のあった事業者等に対しては、表彰や発表の機会を創出し顕彰に努めます。 **指標 3-7**

(2) 自然・水素エネルギー導入の推進

現状と課題

- 2015年12月に「自然エネルギー立県とくしま推進戦略」を改定し、「メガソーラーなどの自然エネルギー発電施設の誘致」や「自然エネルギーを活用した防災まちづくり」など、各種施策を戦略的かつ重点的に進めているところです。
- 自然エネルギーの導入については、全国でも屈指の補助制度や融資制度による誘致を進めた結果、四国最大級のメガソーラーが立地されるなど、県内各地域で太陽光発電の導入が進んでおり、風力発電やバイオマス発電についても設置が進んでいます。
- 今後は、太陽光、風力、バイオマスのさらなる導入とともに、未利用エネルギーの有効活用も期待されています。
- 加えて、自然エネルギーの「主力電源化」に向け、自然エネルギーの出力変動に対応できる電力供給体制の構築が求められています。
- また、地球温暖化対策の切り札となる「水素エネルギー」の導入について、2015年10月に「徳島県水素グリッド構想」を策定し、「水素社会の早期実現」に向けた取組を、積極的に推進しています。
- さらには、電気事業として自然エネルギーを導入するだけでなく、農林水産業や防災分野における活用も重要になっています。

取組展開

① 自然エネルギー立県とくしまの推進

○自然エネルギーの誘致促進

- ・ 地域のエネルギー供給の核となるメガソーラーや風力発電などの誘致や地域における「エネルギーの地産地消」を担う小水力発電の導入を促進するため、自然エネルギー導入に向けた市町村との情報共有、事業者への情報提供、ホームページ等を活用した情報発信による地域とのマッチングやさらなる支援制度の充実を図るとともに、防災・減災対策への活用促進など、より効果の高い整備に向けたサポート体制を強化します。



岩倉小水力発電

- ★ 海洋エネルギーや太陽熱など未利用エネルギーの地域での活用に向け、産学民官の連携を強化します。 **指標3-8**
- ★ 純国産エネルギーとしての自然エネルギーの導入促進をはじめ、電力系統問題の抜本的な解決、自然エネルギーを活用した農林水産業の振興、地域特性を活かした自然エネルギー関連産業の創出など、我が国のエネルギー政策をリードする地域ならではの知恵と工夫を凝らした施策等について、「自然エネルギー協議会」と連携しながら、国等に対して積極的に提案を行います。

○自然エネルギーの先導的導入

- ・自治体や民間事業者による県内への小水力発電導入を先導するため、廃止発電所や砂防堰堤等の活用による建設コスト低減化を進めた実証モデルを構築し、地域資源を活用したエネルギーの安定供給と自給率向上を推進します。
- ・地域の森林資源をエネルギー供給源として活用する木質バイオマス発電や熱利用施設の導入を加速化させるため、低コストで木材を搬出できる路網や高性能林業機械の導入を推進し、地域資源のエネルギー利用の拡大に取り組みます。

○自然エネルギー導入促進に向けた国際交流

- ・自然エネルギー先進地であるドイツ・ニーダーザクセン州との「環境分野での交流」の成果を県の環境施策に活かし、地域が抱える課題の解決を図るとともに、さらなる自然エネルギーの導入促進に取り組みます。



国際交流（チャレンジメッセにて）

○自然エネルギーを活かした地域活性化

- ★地域に豊富に存在する自然エネルギー資源を最大限に活用し、「地域の活性化」を図るため、先駆的・モデル的な取組を推進するとともに、自然エネルギーを活用した農林水産業や自然エネルギー関連産業の振興に積極的に取り組みます。

指標 3-8

- ・地域資源を活かした「エネルギーの地産地消」や自然エネルギーによる地域経済の好循環を推進するため、地域が主体となった電力小売事業（地域新電力）など地域で自然エネルギーの普及を促進する取組を進めます。

○災害に強いまちづくり

- ★災害に強い特性を有する自然エネルギーを活用し、「自立・分散型エネルギー社会」の構築のため、防災拠点となる施設（病院や学校、庁舎）や避難所施設に太陽光パネル、LED照明、リチウムイオン蓄電池の整備を着実に進めるなど、住民が安心して暮らせる「災害に強いまちづくり」を推進します。【再掲】



県庁太陽光



県庁蓄電池

② 水素グリッド構想の推進

○水素エネルギーの導入促進

- ★水素エネルギー供給拠点の拡大を図るため、民間事業者等による水素ステーションの整備を積極的に支援します。
- ・水素ステーションの普及拡大に繋げていくため、施設整備及び運営に係るコストダウンが図られるよう、必要な規制緩和等について、国への提案を行います。
- ・運輸部門におけるCO₂削減を目指し、燃料電池フォークリフトや燃料電池バスの導入をはじめ、トラックや船舶、列車、飛行機など、新たなモビリティへの水素利活用に向けた取組を積極的に支援します。
- ・県営メガソーラーの収益を活用することにより、水素グリッド構想を推進します。



燃料電池フォークリフト



燃料電池バス

○戦略的な普及啓発の実施

- ・来たるべき水素社会の実現に向けて、幅広く県民に対する理解が進むよう、あらゆる場面を利用して、積極的な普及啓発を行います。
- ・「水素社会啓発・体験ゾーン」を核とした水素学習教室を実施するなど、水素の有用性を実際に体感し学習できる機会の創出を図ります。
- ・民間事業者を対象とした燃料電池自動車（FCV）車両購入補助を行うなど、FCVの普及拡大に向けた支援を行います。



水素についての普及啓発

- ★県内各地でのイベントとタイアップする形で普及啓発を実施し、「走る発電所」であるFCVによる外部給電の実演を行うなど、災害に強い水素を積極的に発信します。【再掲】 **指標3-9(再掲)**

(3) 自然・水素エネルギー関連産業の創出と振興

現状と課題

- 自然エネルギーのほか、LEDや蓄電池など、本県が有する省エネ・自然エネルギー技術を活かした新たな環境・エネルギー産業創出など、自然エネルギー立県として積極的な取組を進める必要があります。

取組展開

① 自然エネルギー等環境関連産業の創出・振興の推進

○自然エネルギーによる「地域の活性化」と「雇用の創出」

- ・自然エネルギーを地域活性化につなげていくため、自然エネルギー発電施設の立地を促進し、地域経済の活性化と新たな雇用の創出を図ります。 **指標3-10**

○産業分野への水素利活用の拡大

- ★産学官の連携による「水素ビジネス研究会」の開催など、新たな水素関連事業のビジネスモデル構築を図る取組を推進します。



ビジネスマイスター講座



水素ビジネスセミナー

- ・県内工場で生成される水素の効果的な利活用を図るため、水素ステーション誘致をはじめ、広域的なサプライチェーンの構築に向けて、戦略的な検討を進めます。

○「環境・エネルギー」分野の重点的な企業誘致

- ・東京、大阪でのビジネスフォーラムやホームページなどを通じて、本県の優れた立地環境や立地優遇制度の情報発信を行うとともに、積極的な企業訪問を行い、環境・エネルギー関連企業の誘致を推進します。

○「LEDバレイ構想」の加速化

- ・「LEDバレイ構想」に基づき、「LED関連企業の集積」を推進します。
- ・県立工業技術センターにおける「LEDのトータルサポート拠点」としての機能を強化し、企業の「海外市場への新事業展開」と「国際競争力の向上」を支援する体制を充実するとともに、産学官連携によるLEDの「新用途開発・応用研究」とその成果を活用した新製品開発に取り組みます。

○エネルギー関連産業の創出

- ・金属代替素材として注目されるCFRP（炭素繊維強化プラスチック）を活用した次世代産業の創出を推進します。

- ・「とくしま地域産学官共同研究拠点」機能を最大限活用し、本県の科学技術振興の戦略的推進分野であるエネルギーテクノロジーやLEDテクノロジーの分野で、産学官による積極的な技術開発を進めます。
- ・中小企業の新製品・新技術開発などの取組を加速化するため「とくしま経済飛躍ファンド」による支援、（公財）とくしま産業振興機構との連携により国等の競争的研究開発資金の確保に努め、本県中小企業が持つ「ものづくり」技術を活かした環境配慮型産業の創出を図ります。

② 自然エネルギーを活用した農山漁村の活性化

○農林水産業における自然エネルギーの導入促進

- ・農林水産業におけるコスト削減や農山漁村地域の活性化を図るため、地域の関係者や農林水産関係団体との相互の密接な連携の下に、農業用水路を活用した小水力発電や漁港・漁場への太陽光発電の導入をはじめ、農山漁村に豊富に存在する自然エネルギーの利活用の可能性を検討するとともに、LED照明を利用した園芸用ハウスなど、創・省・蓄エネルギー設備の導入を促進します。 **指標3-11**

～ ちょっと一息 ③ ～



◎地球にええこと！エコ川柳（平成28年度） 優秀賞

我慢より 工夫が大事 エコライフ

作者：清水 春美さん(主婦)

寄り添えば 暖房いらず 笑い顔

作者：内藤 佐和子さん(会社員)

4 好循環社会とくしま



目指す将来像

- ・ 汚水処理施設（下水道・集落排水・合併処理浄化槽等）の整備の進展により、海や川の水質が向上し、清潔で快適な生活環境が確保されています。
- ・ 清らかで豊かな水辺環境が保全され、子どもからお年寄りまで、水辺空間の恩恵を享受しています。
- ・ 良好な大気・水質や安全な土壌などが保全され、健康で安全・安心に暮らせる生活環境が守られています。
- ・ 県民や事業者に3Rの意識が浸透し、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から、持続可能な循環型社会へと転換しています。
- ・ 廃棄物が適正に処理され、不法投棄がなくなり、安全安心な生活環境が実現しています。
- ・ 農業生産資材や家畜排せつ物などについては、適正な管理・処理が行われるとともに、バイオマス資源としての利活用が推進され、環境に配慮した持続可能な農林水産業が営まれています。
- ・ 大規模地震、津波、豪雨などの自然災害発生時において、速やかに災害廃棄物を処理できる体制が構築され、衛生状態の悪化及び環境汚染の最小化が図られます。

（1）水資源、大気環境、土壌環境・地盤環境の保全

現状と課題

- 本県は、吉野川、那賀川及び勝浦川等の各水系を中心とした多くの河川を有するとともに、播磨灘、紀伊水道及び太平洋に面しており、その多様な水環境は、漁業、農業及び工業等の産業や生活の源として、また住民の交流の場として広く利用されていますが、降水量の多い時期が偏っている上、地形が急峻であるなど、地形や気象などの面から水利用に関しては厳しい条件を有しており、たびたび、洪水及び濁水に見舞われています。
- 公共用水域（河川・海域）及び地下水の水質については、近年、おおむね環境基準を達成しており、良好な水質を維持していますが、家庭からの生活排水を主な原因

とする都市中小河川等の一部で水質汚濁が依然、問題となっています。閉鎖性水域である瀬戸内海の水質環境を保全するため、第8次総量削減計画を策定し、この計画に基づき、平成31年度における削減目標(COD：34t/日、窒素：19t/日、りん：1.5t/日)達成に向けて、総合的な施策を推進しています。

栄養塩類である窒素、りんの管理の在り方については、平成27年10月に一部改正された瀬戸内海環境保全特別措置法の付則において、「この法律の施行後5年を目途として検討を加える」とされており、本県においても、その結果を踏まえ、検討を行う必要があります。

- 近年、藻類養殖において、海水中の栄養分の低下による色落ちが発生しているとの意見もあることから、その対策が課題となっています。
- 人の手が加わることにより、美しい景観が形成され、生物の多様性及び生産性が確保された豊かな海(里海)を創生し、次世代に継承していくため、「とくしまのSATOUMI(里海)」の実現に向けた各種施策を推進しています。
- 本県の汚水処理人口普及率は平成29年度末で60.4%であり、全国平均90.9%に比べ、依然低い水準にとどまっています。
- 県では、平成29年7月、「とくしま生活排水処理構想2017～きれいな水環境の創造に向けて～」を策定し、令和17年度における汚水処理人口普及率94.7%を目標に、下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽等の各種処理施設の整備を進めることとしています。
- 合併処理浄化槽が本来の性能を発揮するためには、使用者による適正な維持管理が必要であることから、浄化槽法で定める検査制度を含め、県民への周知に努めています。
- 過去に整備した農業集落排水施設は、老朽化等により汚水処理機能の低下が発生しています。
- 市街化が進展する地域においては、開発により、雨水浸透機能が低下し、湧水の枯渇、平時の河川水量が減少したり、近年、局地的な大雨の発生回数が増加し、都市型水害の発生が懸念されていることから、雨水を浸透させ地下水涵養機能を向上させたり、雨水の貯留及び有効利用を進め、河川や下水道への流出を抑制する必要があります。
- 健全な水循環を創出するためには、行政主導で進めるものや、県民の協力が不可欠のものがあり、県民と行政が両輪となって、地域特性に応じた雨水浸透機能の促進や雨水貯留に取り組んでいく必要があります。
- 渇水時及び災害等の非常時において、水資源の確保が困難となることを想定し、雨水を貴重な水資源と捉え、有効に活用する手段を平時から講じる必要があります。
- 近年、徳島県の大気の状態は、全般的に良好な状況にあります。環境基準及び指針値の定められている項目は、県下の測定地点、ほぼ全ての項目について達成しています。
- 「微小粒子状物質(PM2.5)」については、環境基準を達成していますが、国内の発生源だけではなく、中国大陸からの飛来も大きく影響していることから、引き続き注視していく必要があります。

- 大気環境の監視・観測体制は、工場・事業場(固定発生源)を原因とする産業型公害、自動車による都市生活型公害を対象に、工場・事業場や、交通量の多い東部臨海地域を中心に行ってきましたが、東アジア地域からの越境大気汚染など広域での新たな大気汚染にも対応するため、測定局舎の配置を見直し、全県域をカバーした監視を行っています。
- 土壌・地盤環境は、人を含む生物の生存基盤として、また物質循環の要として重要な役割を担っており、食糧生産、水質浄化、地下水かん養など多様な機能を有しています。
- 土壌汚染は、工場等からの廃液や粉じんの飛散、廃棄物の投棄などが原因で生じることがあります。また、近年、工場跡地等における有害物質等による環境汚染が全国的に顕在化していることや、化学物質による環境汚染の懸念が高まっていることから、土壌汚染対策法等を踏まえた適切な取組が、これまで以上に求められています。
- 地盤沈下、地下水の塩水化及び地下水位の低下は、地下水が過剰に揚水されることにより引き起こされます。現在のところ、県内河川の下流域の一部では、地下水の塩水化が見られるものの状況は安定しており、顕著な地盤沈下も確認されていません。

取組展開

① 総合的な水資源保全対策の推進

○水環境保全の総合的推進

- ★本県の公共用水域の良好な水質を保全し、次の世代へと引き継いでいくために、「瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画」や「徳島県総量削減計画」等に基づき、各種施策を総合的に推進します。 **指標 4-1**
- ・「公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画」を策定し、これに基づき測定を実施することで、県下全域の水環境を把握します。
- ・地域で県民自らが主体的に里海づくりを推進できるよう、活動の中心的役割を担う「とくしま SATOUMI リーダー」等の人材育成を図ります。



とくしま“SATOUMI”リーダー育成講座

- ・(公社)瀬戸内海環境保全協会等に参加することで、瀬戸内海関係府縣市と協調して瀬戸内海の環境保全施策を総合的に推進します。
- ・森林が持つ水源かん養機能の維持・向上を図るため、公有林化や公的管理、水源かん養保安林の拡大など、水源林の適切な保全・管理を推進します。

○水資源の有効利用・高度利用の促進

- ・公共施設において、新設や更新に合わせ、雨水利用設備や処理水の中水利用設備、節水機器などを導入し、水洗便所、清掃用水、雑用水、防火用水等への利用を推進します。
- ・工場・事業場等における工業用水の循環利用などを促進します。
- ・農業用水路の更新等に合わせパイプライン化や水管理システムの導入を促進します。

○「徳島のみずべ」PR

- ・河川を対象とした環境学習やフィールド講座の実施により、河川環境保全への意識啓発を行うとともに、「徳島のみずべ」の魅力情報を発信します。 **指標 4-2**

② 水利用の各段階に応じた汚濁負荷低減の推進

○生活排水対策の推進

- ・汚水処理人口普及率を令和17年度に94.7%とする整備目標とする「とくしま生活排水処理構想2017」に基づき、下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽などの各種生活排水処理施設の整備を有効に組み合わせ、総合的に推進します。

指標 4-3

- ・生活排水対策実践活動等の実施を通じて、徳島県生活排水対策要綱に基づく対策を推進します。
- ・市町村や地域住民に対して水循環保全の意識の向上を図るため、「みんなで水質汚濁を考える教室」等の普及啓発活動を実施し、住民による主体的な取組を促進します。
- ・旧吉野川流域をはじめ、人口集中地域における下水道整備を促進し、供用区域の拡大を図ります。
- ・住民負担が少なく、市町村の主導により計画的に推進可能で、適切な維持管理が期待できる市町村設置型浄化槽を積極的に推進します。
- ・単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促進し、その普及に努めます。
- ・浄化槽がその機能を十分に発揮するよう、適正な維持管理の徹底を促進します。
- ・農業集落排水施設の「調査計画」「機能診断及び最適整備構想の策定」を推進することにより、施設の再編（農業集落排水施設の統廃合や下水道への接続等）もしくは適切な改築計画による農業集落排水施設の維持のため、機能強化対策を推進します。

○事業場排水対策の推進

- ・法令等に基づき、排水基準の適用される特定事業場へ立入調査を実施し、排水基準の遵守状況を確認するとともに、排水処理等の管理状況の監視、指導を行います。
- ・排水基準のような濃度基準に加えて、事業場から排出される汚濁物質の量を規制する総量規制基準を設定し、公共用水域の水環境保全をより一層推進します。
- ・小規模事業場に対して、計画的に立入調査を実施し、排水等に係る実態を把握するとともに、「小規模事業場等排水対策指導指針」に基づく指導、助言を行います。

○農業分野での水対策の推進

- ・環境に配慮した持続性の高い生産方法で栽培される「とくしまエシカル農産物（GAP認証取得農産物、エコファーマー生産農産物、有機農産物）の生産拡大を図り、農業生産における化学農薬や化学肥料の使用量の低減を促進します。【再掲】

指標 4-4 (再掲)

③ 安心できる水質確保対策の推進

○有害化学物質対策の推進

- ・有害物質使用特定事業場への立入調査を計画的に実施し、有害物質に係る排水基準遵守状況等の監視、指導を実施します。
- ・徳島県水道水質管理計画に基づき、水道水源の水質監視を計画的に実施します。
- ・水道水質基準への対応など適正な水道施設・水質管理を確保するため、水道事業者への指導等を行うとともに、飲用井戸等の管理の適正化を図ります。

○地下水汚染対策の推進

- ・特定事業場への立入調査等を通じて、有害物質の使用、保管、処理の状況について監視、指導等を行い、有害物質の地下への浸透による地下水汚染の未然防止を図ります。

○水質汚濁事故発生時の組織横断的対応

- ・公共用水域への油流出等の水質汚濁事故が発生した場合に、国、市町村、県関係部局と連携し、迅速に対応します。

④ 流域の視点からの水循環対策の推進

○水量の維持・増進対策の推進

- ・工場・事業場等における地下水の使用の合理化等を推進することで、過剰な揚水を抑制し、地盤沈下、地下水塩水化及び地下水位の低下を防止します。
- ・湧水などの水源にもなる地下水の涵養に資するため、公共施設において雨水浸透施設の設置を推進します。
- ・県民が取り組める有効なツールとして、屋根排水を集水して地下に浸透させる住宅用の雨水浸透ますの設置を促進します。
- ・また、雨水浸透ますだけでなく、浸透トレンチや庭、駐車場などのオープンスペースにおける雨水浸透機能を促進します。
- ・事業場などに対しても、雨水浸透ますなどの設置を促すことはもとより、雨水貯留施設を設置する場合に雨水浸透機能を付加させることで、雨水浸透の普及を促進します。

○広域連携による水環境保全の促進

- ・流域の健全な水循環の確保に向けた総合的な取組が図られるよう、流域自治体と連携して水環境の保全を推進します。

⑤ 海域等における環境保全の推進

○漁場環境保全対策の推進

- ・漁場機能の回復と漁場環境の保全を図るため、河川等から流出した廃棄物等により漁場機能が低下している海域において廃棄物等の除去を実施します。
- ・海水中の栄養分低下により発生する藻類の色落ち対策に取り組みます。

○海岸環境保全対策の推進

- ・海岸における良好な景観及び環境の保全を図るため、市町村と連携して、海岸漂着物の回収・処理及び海岸漂着物等の原因となる不法投棄の防止に努めます。

⑥ 水質の監視・観測体制の充実

○水質の常時監視等の実施

- ・公共用水域、地下水の水質の状況の常時監視を測定計画に基づき実施します。
- ・瀬戸内海関係府県と協調して、広域的な水質環境調査などを実施し、瀬戸内海の全体的な水環境を把握します。

○水環境の総合的評価の推進

- ・県民と協働して海岸生物調査や水生生物調査などを行い、水環境の評価手法や現状の周知を図ります。
- ・公共用水域、地下水の常時監視の結果について、県ホームページ上に掲載し、住民に広く利用できる環境を引き続き提供します。

⑦ 大気汚染に係る固定発生源対策の推進

○工場・事業場対策の推進

- ・法令等に基づく規制の実施、遵守状況の把握及び指導の徹底を図ります。
- ★「水銀に関する水俣条約」の発効による、水銀排出規制に関して、周知・指導に努め、適切な対応を図ります。 **指標 4-5**

⑧ 大気汚染に係る移動発生源対策の推進(交通公害対策の推進)

○自動車排気ガス排出抑制対策の推進

- ・アイドリングストップ運動の推進を図ります。

○公共交通機関の利用促進等

- ・パーク・アンド・ライドや利用啓発イベント、企画乗車券の発行に加え、公共交通ネットワークの利便性向上を推進し、マイカー利用から公共交通機関利用促進への転換を図ります。
- ・地域の多様な交通資源を活用したモーダルミックスの推進により、地域の実情に応じた公共交通ネットワークの構築を進めます。



⑨ 有害大気汚染物質対策の推進

○モニタリングの実施

- ・優先取組物質の有害大気汚染物質のモニタリングを実施します。

⑩ 酸性雨対策の推進

○酸性降下物（酸性雨等）のモニタリング等の推進

- ・県内の酸性雨の継続的なモニタリングを推進します。
- ・土壌や植生など生態系等への影響の実態調査を進めるとともに、酸性雨による環境への長期的影響の情報収集や研究を推進します。
- ・窒素酸化物や硫黄酸化物など酸性雨の原因物質の排出を抑制するため、工場・事業場のばい煙や自動車排気ガスなどに対する大気環境保全対策（固定及び移動発生源対策）を推進します。

⑪ 大気の監視・観測体制の充実

○監視対象地域の拡大

- ・越境大気汚染など新たな大気汚染に対応するため、全県域を対象とした監視・観測を行います。

○アスベスト飛散防止対策の推進

- ・環境大気中のアスベスト濃度監視や、アスベスト含有建築物の解体等工事の立入検査を行うなど、更なるアスベスト飛散防止対策を推進します。

○災害時のアスベスト飛散防止対策の推進

- ・災害廃棄物仮置場等からのアスベスト飛散による二次被害を防止するため、環境モニタリングの実施に向けた取組を推進します。

⑫ 土地汚染対策の推進

○事業場等における土壌汚染対策の推進

- ・特定有害物質等を取り扱う工場・事業場において、漏洩等による土壌汚染を防止するため監視・指導に努めます。
- ★土壌汚染対策法及び生活環境保全条例の適正な施行を図るとともに、汚染が確認された場合は、汚染状況の調査や汚染土壌の改善対策等を指導します。
- ・生活環境保全条例に基づき、県内各地の特定事業場の土砂等の監視等を継続して行います。
- ・県外から港湾施設に搬入される土砂を、一船ごとに目視等調査を行い、土壌検査により安全性が担保されるまで移動を制限するなど厳しい監視を行います。
- ・環境に配慮した持続性の高い生産方法で栽培される「とくしまエシカル農産物（GAP認証取得農産物、エコファーマー生産農産物、有機農産物）の生産拡大を図り、農業生産における化学農薬や化学肥料の使用量の低減を促進します。【再掲】

指標 4 - 4 (再掲)

⑬ 地盤沈下・塩水化対策の推進

○地下水の適正利用等の推進

- ・地下水の塩水化及び地下水位の状況について、定期的な調査を行うとともに、関係機関と連携して地盤沈下の実態を把握します。
- ・生活環境保全条例の規定に基づき、関係機関と協力して、地下水採取の規制や地下水利用の合理化等の地下水保全対策を推進します。

(2) 騒音・振動・悪臭、化学物質による環境汚染の防止

現状と課題

- 環境騒音は近年改善が進んできており、平成29年度の測定結果では、環境基準の達成率は、一般地域（道路に面する地域以外の地域）では100%となっています。
- 自動車交通騒音はほぼ横ばいで推移しており大きな変化は見られませんが、今後の交通量の動向によっては悪化する可能性があります。
- 平成29年度における騒音・振動・悪臭に係る公害苦情件数の状況をみると、騒音が最も多く、近年は年間50件程度で推移しています。
悪臭は、年度により増減が見られますが、年間40～60件前後で推移しています。
振動は年間数件程度と件数そのものが少ない状況です。
- 風車や燃料電池などの低周波音や、規制対象外である施設・事業場を原因とする騒音が問題となっています。
- ダイオキシン類の排出については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制が行われています。本県における、大気、水質、底質、地下水、土壌のダイオキシン類濃度は環境基準を達成しています。
- 流通する膨大な種類の化学物質の中には、環境中に排出されることで人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすものがあり、ダイオキシン類等の排出量の把握や、処分期間が定められているポリ塩化ビフェニル(PCB)の処理、化学農薬の適正使用等が求められています。
- 化学物質による影響やその発生の仕組みの科学的な解明は極めて難しいため、化学物質の適切な排出管理を推進するとともに、化学物質問題に関する情報の共有や理解を促進し、社会全体として環境リスクを低減することが重要となっています。

取組展開

① 騒音・振動対策の推進

○規制・指導等の充実

- ・町村の意見を踏まえ、土地利用等の実情に応じて、騒音に係る環境基準の類型指定や見直し、規制地域の見直しを行います。
- ・監視測定体制の充実を図り、実態の把握及び評価を行います。
- ・市町村に対する助言や技術支援等を推進します。

○発生源対策の推進

- ・道路交通騒音対策を次のとおり推進します。
 - ア 交通流の円滑化対策の推進
 - イ 騒音実態を踏まえた道路構造対策等の推進
- ・航空機騒音対策や在来鉄道騒音対策については、必要に応じて発生源対策の実施を関係機関に要請します。
- ・工場・事業場からの騒音対策については、住工分離など土地利用の適正化を図ります。
- ・近隣騒音対策については、未規制発生施設に対する騒音防止対策の指導や普及啓発を行います。

② 悪臭対策の推進

○規制・指導等の充実

- ・ 町村の意見を踏まえ、悪臭実態等に応じた規制地域や規制基準等の見直しを行います。
- ・ 市町村に対する指導や普及啓発等を推進します。
- ・ 悪臭実態の把握や臭気指数による調査手法の導入など評価・分析手法の充実に努めます。

○発生源対策の推進

- ・ 工場の立地等にあたっては、住工分離など土地利用の適正化を図ります。
- ・ 畜産業からの悪臭の発生を防止するため、家畜ふん尿の処理・保管施設の整備を推進します。

③ 化学物質のリスク評価の推進

○汚染実態及び環境リスクに関する調査の推進

- ・ ダイオキシン類、その他化学物質による大気、水質、土壌など環境汚染実態のモニタリングを推進します。
- ・ P R T R 制度に基づき、化学物質の排出・移動状況を適切に把握します。

④ 化学物質の安全管理の推進

○排出抑制対策の推進

- ・ 徳島県ダイオキシン類対策取組方針等に基づき、工場・事業場や廃棄物焼却炉等の発生源への監視、規制・指導の徹底を図ります。
- ・ 規制外の小規模焼却炉の使用中止等の啓発、野焼き等の監視・指導など総合的な対策を推進します。
- ・ P C B 廃棄物の処分期間内における適正処理を推進します。

○適正な管理・利用の推進

- ★ P R T R 制度の周知・徹底や技術指導等を通じて、事業者による自主的な化学物質の管理の改善を促進します。 **指標 4-6**
- ・ 化学物質に関する県民の正しい理解が得られるよう、「とくしま環境県民会議」等、本県の高い産学民官の連携システムを活用し、化学物質問題に関する各種情報の整備・提供、普及啓発、リスクコミュニケーション等を推進します。

(3) 資源の循環利用

現状と課題

- 大量の廃棄物の発生は、処理施設の不足や不法投棄・不適正処理などの様々な問題を引き起こしており、廃棄物の減量化と適正処理の推進は緊急の課題となっています。
- 産業廃棄物の排出量は、排出抑制や資源化の取組により減少傾向にあります。
- 産業廃棄物は、建設廃棄物の再生利用等が進んできたことによりリサイクル率が向上し、排出量から再生利用量と減量化量を除いた最終処分量は減少傾向にあります。
- 県内における一般廃棄物の排出量は、全国と同様に近年減少傾向にあります。また県民一人当たりの排出量についても、全国平均よりやや多いものの、全国と同様に減少傾向にあり、945g（平成28年度）となっています。
- 県内での建設廃棄物のリサイクル率は、平成29年度において99%と高水準で、適正処理がなされており、今後も更なるリサイクルの推進及び高水準の維持が求められています。
- 本県の農業用廃プラスチックの回収率は、平成29年度末において99%と高い水準で適正処理が行われています。今後も、徳島県農業用廃プラスチック適正処理対策協議会、市町村、JA等の連携のもと、農業者への意識啓発に努め、適正処理を維持していく必要があります。
- 近年、畜産農家は堆肥化施設を整備しながら耕種農家と連携し、畜産バイオマス資源の有効利用に努めてきましたが、畜産経営の大規模化、地域的偏在の進展、耕作地の減少等に対応するため、生産した良質堆肥を自ら又は地域内で有効に利用することが新たな課題となっています。
- 特に、中山間地域の畜産過密地帯では、家畜排せつ物の有機資源としての農地還元は限界となりつつあり、堆肥の広域利用の推進、さらには家畜排せつ物の高度利用（鶏ふんのエネルギー利用等）などの新たな取組が進められています。

取組展開

① 総合的な廃棄物ゼロ社会づくりの推進

○各種関連法規の円滑な運用

- ・関係機関等との連携のもとで、循環型社会形成推進関連法や各種リサイクル法の円滑な運用を図ります。

○廃棄物処理計画の着実な推進

- ・徳島県廃棄物処理計画に基づき、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理に向けた取組を推進します。 **指標 4-7、4-8、4-9**

② 廃棄物の発生抑制対策の推進

○3Rの総合的な取組の推進

- ・ごみ問題に取り組む住民団体等との連携を図り、施策に関する意見交換を行うとともに、地域に根ざした活動に対し支援を行います。
- ・排出者責任の明確化、負担の公平性の確保及びごみの減量化・リサイクル化の促進に効果が見込まれるごみ処理の有料化を推進します。
- ・多量排出事業者や業界団体などによる自主的な産業廃棄物の発生抑制の取組について指導や助言を行います。

③ 資源の回収・再生利用の推進

○リサイクル体制や市場育成の促進

- ・県内事業者等のリサイクル製品の普及を図るとともに、リサイクル製品に関する情報の周知に努めます。

○事業者によるリサイクルの促進

- ・循環資源の回収・リサイクルの促進を図るため、関係団体と連携した取組を進めます。**指標4-10**
- ・県企業局管理の浄水場で発生する泥土やダムにおける流木などの未利用資源の有効活用を進めます。
- ・建設副産物のリサイクルを促進するため、工事間利用や公共工事におけるリサイクル製品の利用拡大を推進します。
- ・リサイクル認定制度の周知に努め、リサイクル製品及び3Rモデル事業所の認定を推進します。徳島県認定リサイクル製品・3Rモデル事業所ロゴマーク



○農業におけるリサイクルの促進

- ・農業生産資材廃棄物（廃プラスチック等）の回収及び適正処理を推進します。**指標4-11**
- ・家畜排せつ物の堆肥化施設の整備や耕種農家との連携強化による堆肥の流通促進等、畜産バイオマス資源を循環利用する資源循環型の畜産を推進します。
- ・畜産バイオマス資源のうち熱量の高い「鶏ふん」については、必要に応じ固形燃料等へ変換するなど再資源化を推進します。

○各種リサイクル法による再商品化の推進

- ・家電リサイクル法など各種リサイクル関連法について、県民への周知を徹底し、適正なリサイクルの推進を図ります。
- ・徳島県分別収集計画に基づき、市町村における容器包装廃棄物の分別収集の徹底や再生利用を促進します。

(4) 平時と災害時に対応した廃棄物処理対策

現状と課題

- 廃棄物の処理コストの増加などから、廃棄物の不法投棄や不適正処理の増加が懸念されます。
- 産業廃棄物処理施設（焼却施設、最終処分場）の設置や稼働状況、周辺的生活環境への影響について、県民は高い意識を持っています。
- 本県の一般廃棄物処理施設は、稼働年数が長期間にわたり、廃棄物を単純に焼却することしかできない施設が多く、エネルギーの回収及び有効利用の促進が課題となっています。
- 南海トラフ巨大地震の発生時には、大きな被害が想定される徳島県において、阪神・淡路大震災、東日本大震災等での教訓を生かし、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物の処理について、平時からその処理体制に関し、市町村や関係団体、さらには、近隣府県等と検討を深め、万全の準備をしておく必要があります。

取組展開

① 不法投棄の撲滅など廃棄物の適正処理の推進

○廃棄物の適正処理の推進

- ★適正処理の意識や処理技術の向上に関する研修等を実施し、優良な産業廃棄物処理事業者の育成を推進します。 **指標 4-12**
- ・排出事業者や処理事業者への監視・指導の強化及びマニフェスト制度の普及促進により、産業廃棄物の適正処理を推進します。
- ・本県独自の「徳島県優良産業廃棄物処理業者認定制度」の普及により優良な産業廃棄物処理事業者の育成を図ります。
- ・市町村の一層の広域的連携も視野に入れ、適正な処理体制の確立を促進します。

○処理施設の安定的確保の推進

- ・一般廃棄物の再生利用及び適正処理を推進するため、市町村が行う一般廃棄物処理施設の整備を促進します。
- ・産業廃棄物の減量化や再生利用を推進するため、リサイクル施設等の中間処理施設の整備を促進します。
- ・廃棄物処理施設（焼却施設、最終処分場）の適正な維持管理が行われるよう、構造基準への適合状況を定期的に検査するとともに、施設の設置者に対して厳正な指導を実施します。

○不法投棄等の不適正処理の防止

★関係機関と連携し、不法投棄や違法な不用品回収など、不適正処理の防止に努めます。

指標 4-13

- ・企業や団体・地域住民等の連携による不法投棄監視体制の充実に努めます。

指標 4-14

- ・パトロールや監視カメラ等の活用などにより、不法投棄の早期発見や拡大防止を図ります。 **指標 4-15**



不法投棄防止夜間パトロール



不法投棄監視カメラ

○県民参加による環境美化活動の推進

- ・とくしま環境県民会議と連携して、「ごみゼロの日」キャンペーン等を率先的に実施し、県民、事業者、民間団体などの環境美化の取組を促進します。



ごみゼロの日キャンペーン

② 廃棄物からのエネルギーの回収・利用

○廃棄物処理施設の高度化の推進

- ・市町村の自主性と創意工夫を活かしながら、エネルギーの回収及び有効利用を図るため、広域的かつ総合的な「一般廃棄物処理施設」の整備を促進します。
- ・「一般廃棄物焼却施設」の新設においては、ごみ発電等の余熱利用についての積極的な取組を支援するとともに、「し尿処理施設」の整備に際しては、メタン回収設備の導入等を推進します。

③ 災害廃棄物処理体制の強化

○災害廃棄物の仮置場候補地の選定

★南海トラフ巨大地震等の大規模災害発生に備え、災害廃棄物の発生量、処理可能量を見込み、処理期間を3年間として算定した仮置場必要面積を確保するため、市町村において仮置場候補地の選定を進めます。

○職員への教育訓練

- ・県、市町村等の職員の災害廃棄物への対応能力を養うため、継続的に教育訓練を実施します。 **指標 4-16**

○広域処理体制の整備

- ・災害廃棄物の処理について、国や関係自治体、関係団体等と連携し、県内及び県域を越えた広域的な処理体制の整備に努めます。

5 癒しの郷とくしま



目指す将来像

- ・吉野川や那賀川をはじめとする河口干潟では、シオマネキに代表される汽水域特有の希少野生生物が豊富に生息しています。また、田んぼにいるドジョウなどの多種多様な生きものを狙って、サギやコウノトリが飛来し、冬場にナベヅル等が越冬しています。
- ・森林から供給される水資源をはじめとした自然サービスが川・里・海の生態系を支えるとともに、持続可能なかたちで利用されています。
- ・生態系のバランスの中で、野生鳥獣は適正な個体数で維持され、農林業被害も低減されています。

(1) 多様な自然環境の保全とふれあいの創造

現状と課題

- 本県は、西日本第二の高峰剣山をはじめとする山地や、「四国三郎」と呼ばれる吉野川に代表される多くの河川、変化に富んだ海岸線など複雑な地形が広がるとともに、温暖な気候から四国山地の寒冷な亜寒帯気候まで多彩な気候に囲まれ、多様で豊かな自然環境が形成されています。
- 県内には、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るため、国立公園が1箇所、国定公園が2箇所、県立自然公園が6箇所、総面積38,706haの自然公園が指定され多くの県民に利用されています。そのほか「四国のみち」の再整備により県民の自然とのふれあいの場や機会の創出が図られています。
- 自然災害やオーバーユースにより、失われたり損なわれたりした自然環境の再生が必要となっています。
- 経費的に維持管理が困難となっている中で、自然とのふれあいや理解を深めるための継続可能な基盤整備や機会の創出が課題となっています。
- 「生物多様性とくしま戦略」に基づき、「生物多様性という地域資源を活かした、コンパクトな循環型社会」を実現するため、県民や関係団体との協働により、徳島ならではの取組を推進します。
- 生息域の拡大により、農林業や自然生態系に被害を及ぼしているニホンジカやイノシシ、ニホンザルについては、被害軽減に向けた計画的な取組が求められています。

取組展開

① 多様な自然環境の保全の推進

○原生的な自然や優れた自然環境の保全の推進

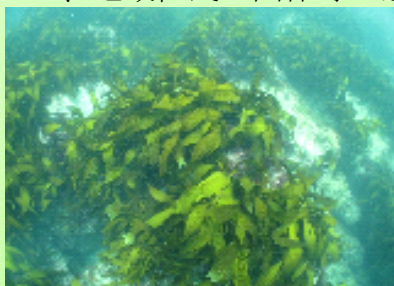
- ・ 国立公園、国定公園及び県立自然公園制度のほか、自然環境保全地域等の各種制度を活用し、土地利用等の各種行為規制を推進します。
- ・ 保全すべき自然環境が人為的あるいは非人為的に劣化している場合には、自然再生推進法等を踏まえ、その復元や景観の維持等に努めます。

○身近な自然環境の保全及び創出の推進

- ★自然との共生を県民が身近に感じるため、地域の多様な自然環境を活かしたビオトープ（生き物の棲み家）の保全及び創出を県民協働で推進します。
- ・ 間伐や抜き伐りを進め、下層植生を増やし、長伐期林、複層林、針広混交林へ誘導するとともに、広葉樹の植栽や保育を行う多様な森林づくりを推進します。

○美しく豊かな海洋環境の保全

- ・ 藻場、干潟の保全や機能の回復による生態系全体の生産力の底上げを行うため、藻場造成等を行うとともに、漁業者や地域住民等による保全活動が一体となった取組を推進します。 **指標 5-1**
- ・ 地球温暖化による海水温上昇などの影響で、消滅や変容の恐れがある貴重な海洋資源について、地域住民・団体等と連携した保全活動を推進します。



藻場（志和岐造成地）



穴喰

② 生物多様性保全の推進

○生物多様性とくしま戦略2018-2023の推進

- ★「生物多様性とくしま戦略2018-2023」に基づき、「生物多様性という地域資源を活かした、コンパクトな循環型社会」を実現するため、県民や関係団体との協働により、徳島ならではの取組を推進します。 **指標 5-2**

○希少野生生物の保全

- ・ 全国に誇る本県の豊かな自然環境を保全するとともに、希少野生生物の保護を推進します。



キレンゲショウマ

③ 特定外来生物対策及び野生鳥獣適正管理の推進

○特定外来生物対策の推進

★県民生活に被害を及ぼす恐れのあるアルゼンチンアリなどの特定外来生物については、国に協力して、市町村、地域住民等と連携し、防除に向けた対策を推進します。



○特定鳥獣の適正管理の推進

★被害軽減や人と野生鳥獣との共存を目指すため、ニホンジカ、アルゼンチンアリ、イノシシ、ニホンザルについて、科学的な知見により策定した適正管理計画に基づく取組を推進します。 指標 5-3

④ 自然とのふれあいや理解の推進

○ふれあいの場の整備の推進

★国立公園、国定公園及び県立自然公園において、全国のモデルとなる施設整備を計画的に進めるとともに、管理運営体制を適切に整備します。 指標 5-4

・「四国のみち」に代表される自然歩道などの整備を推進します。 指標 5-5

○ふれあい機会の充実・提供

・佐那河内いきものふれあいの里などの拠点施設の充実を図るとともに、自然観察会など自然体験型プログラムの充実や人材の育成を推進します。

○鳥獣保護思想の普及啓発

・愛鳥週間（毎年5月10日から16日まで）などをおして、自然の中で鳥獣に親しみ、自然を保護する心を育むための啓発を行います。

○調査研究や普及啓発の推進

★自然環境や生物多様性に関する情報の収集・整備・提供を図るとくしま生物多様性センターが、県民、関係団体、大学等の研究機関との連携を強化し、生物多様性に関する調査研究や普及啓発を推進します。



四国のみち(太龍寺周辺)



佐那河内いきものふれあいの里

(2) 癒しの郷とくしまの創造

現状と課題

- 地域の特色や自然環境と調和した美しい町並や歴史的・文化的資源は、快適で魅力的な地域環境を形成する重要な要素です。
- 文化的景観、歴史的景観を有する地域が県内には多数所在しています。
- 本県には数多くの有形・無形文化財、史跡名勝天然記念物、伝統的建造物群などがあり、それらの指定や保護を図っています。
- 地域の自然環境やまちなみと調和した良好な地域景観の維持・形成が必要です。
- 地域の特色や資源を生かした歴史的・文化的資源の保護・保全・継承が重要です。
- 開発の進行、過疎化など社会構造の変化により、先祖から受け継がれてきた良好な文化的景観が失われつつあります。
- 国は文化的景観を守るため、平成16年に景観法を制定、17年に文化財保護法を一部改正し、重要文化的景観を文化財に位置づけました。
- 重要文化的景観に選定されるためには、市町村が景観行政団体となり、景観計画を策定するとともに、文化的景観に関する調査を行う必要があります。
県内では、既に8市町が景観行政団体となっています。
- 徳島県の平成28年度末の1人当たり都市公園等面積は、9.8㎡であり、全国平均の10.4㎡を下回っていますが、全国平均以上を目指し、都市公園の整備を推進しています。
- 今後、都市緑化を推進するためには、県民の都市緑化意識の高揚や地域住民が利用される都市公園の緑化に取り組む必要があります。

取組展開

① 身近な緑や水辺の保全・創造の推進

○身近な緑の保全・創造の推進

- ・第25回全国「みどりの愛護」のつどいで高めた緑化推進の機運を更に盛り上げるために、緑豊かな環境づくりを推進するとともに、緑を守り育てる県民運動を展開します。
- ・都市緑化の県民意識の向上を図るため、「暮らしの緑化推進絵画コンクール」による普及啓発、また都市公園内花壇を官民協働で維持管理していく、「みどりのキャンバスプロジェクト事業」を展開します。

○身近な水辺の保全・創造の推進

- ・自然的な河川や海岸の保全に努めるとともに、親水性護岸や生態系に配慮した護岸、植栽等を組み合わせた人工海浜や遊歩道など河岸、海岸、港湾等における親水空間や施設の整備を推進します。



大浜海岸 護岸

- ・河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出します。

② 快適で文化の薫り高い環境の確保

○快適で美しい地域景観の形成

- ・良好な文化的景観・歴史的景観を保護し、維持・保全するため、地域の景観や自然環境と調和した環境整備を推進します。

○歴史的・文化的資産の保全と継承

- ★文化財保護法等の各種制度を活用し、歴史的町並や建造物、史跡名勝天然記念物などの文化財の計画的な保存及び指定登録等を推進します。
- ・遍路道をはじめとした歴史の道や四国の道を基本とした歩く道づくりを県民参加で進めることにより、地域の活性化や地域間交流を推進します。
- ・重要文化的景観の選定に向け、市町村が行う文化財調査を支援するとともに、選定された区域については、良好な景観を保全するための市町村の取組を支援します。

○エコツーリズムの展開

- ・古来から引き継がれた徳島ならではの自然、歴史、伝統、文化、環境を最大限に活用するとともに、これらの地域資源に対する負担を最小限にするべく管理されたツアーの促進を図るエコツーリズムを推進します。
- ・徳島ならではの自然、歴史、伝統、文化、環境を題材にした環境教育・環境活動を核に据えた体験型観光、教育旅行を推進します。

(3) 生物多様性のゆりかごとくしまの創造

現状と課題

- 生物多様性を広く普及・浸透させ、生物多様性とくしま戦略を着実に実施していくためには、普及啓発や保全活動の担い手の中心となる人材が不可欠です。
- 多くの県民が、生物多様性に配慮した暮らしを営みながら、多様な活躍のできる場を提供していく必要があります。
- コウノトリは、2017年に鳴門市において、兵庫県豊岡市とその周辺地域を除く地域としては、全国初となる野外繁殖に成功しました。
- 野外のコウノトリは100羽を超えるまでに数を増やしていますが、人の手を借りない真の野生復帰により繁殖地を全国各地に広げることが今後の課題となっています。

取組展開

① 生き物と人が共生した持続可能な社会を築くための人材育成の推進

○生物多様性リーダーの育成

- ・生物多様性に関する普及啓発を推進するための人材となる生物多様性リーダー及び生物多様性アドバンスリーダーを育成し、育成した人材には活動の場を提供します。 **指標5-2、5-6**

○生物多様性を普及啓発できる団体の育成

- ・生物多様性活動を行う団体と連携して、生物多様性リーダーの育成に係る生物多様性の啓発及び保全のためのプログラムを作成し、運営できる団体を育成します。

② 生態系の保全・回復・持続可能な活用の推進

○コウノトリ育み活動の展開

- ・コウノトリ足環装着プロジェクトチームによる足環装着によって、コウノトリ個体群管理に役立つ取組を進めます。

○絶滅危惧種の保全及び回復に向けた定期的な見直しの実施

- ・希少野生生物保護検討委員会において、徳島県版種のレッドリストの見直しについて、調査及び検討を進めます。 **指標5-7**



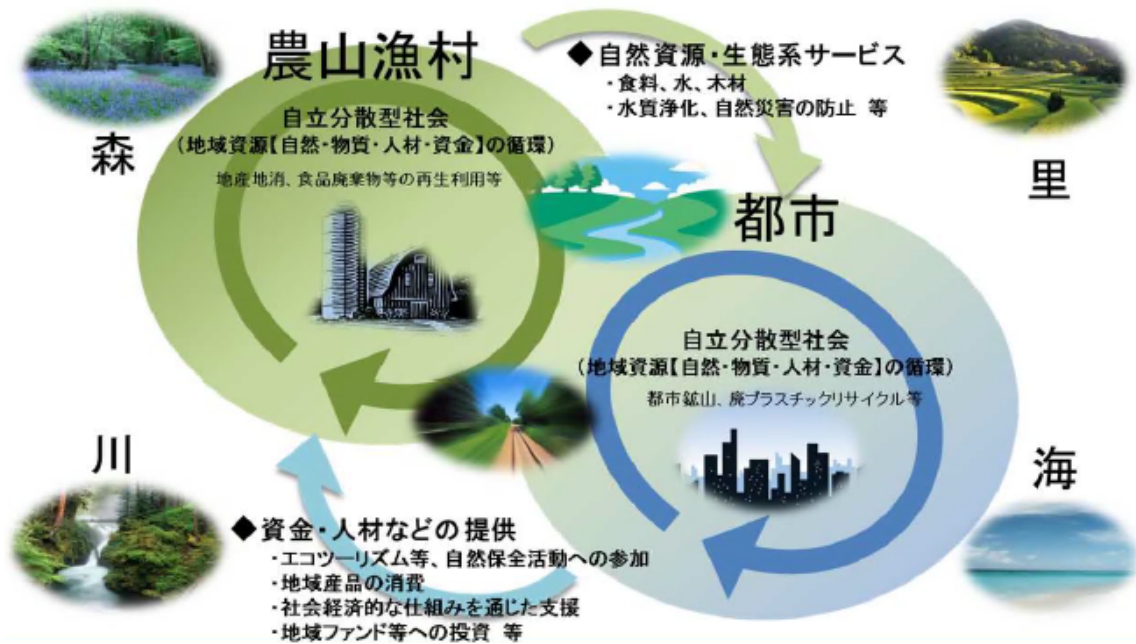
コウノトリ

地域循環共生圏の構築

○「地域循環共生圏」とは

国の「第五次環境基本計画」（平成30年4月閣議決定）において提唱された「地域循環共生圏」は、各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに自立・分散型の社会を形成しつつ、地方と都市、あるいは地方と地方が互いに資源を補完し支え合いながら、持続可能な地域社会を作るという考え方です。

《地域循環共生圏の概念図》



※資料：環境省

○地域循環共生圏とSDGsの関係

「平成30年版環境・循環型社会・生物多様性白書」（環境省）においては、地域循環共生圏構築の鍵は、地域資源（地域のエネルギー、自然資源、産業集積、文化、風土、コミュニティなど）を再認識するとともに持続可能な形で最大限活用することであり、足元の資源に目を向けて価値を見出していくことは、地域における環境・経済・社会の統合的向上に向けた取組みの具体化の第一歩、とあります。「SDGsのウエディングケーキ図」は、経済は社会に、社会は自然環境によって成り立つという考え方を示しており、地域循環共生圏の構築に向けた取組が、SDGsの達成に向けた有効な手段であることがわかります。



※資料 : Stockholm Resilience Centre

○各地で始まっている取組

全国各地で地域循環共生圏の構築に向けた取組が進められています。本県においても、例えば吉野川下流域においては、地域とコウノトリが共生する社会の実現を目指して、環境に優しい農業の普及、地域のシンボルとなる農産物のブランド化や販売による地域経済の活性化、交流人口の増加等に取り組んでいます。

このように、各地域固有の自然の恵みを活かした地域づくりが、今後の日本そして徳島を、持続可能な社会へと導く重要な鍵となるのです。

～ ちょっと一息 ⑤ ～



◎環境マンガコンテスト（平成30年度） 奨励賞

作品名「生物多様性のはなし」 作者：浅川 りか（ペンネーム）さん（イラストレーター）

生物多様性のはなし

作：浅川りか



6 みんなでつくる環境首都



目指す将来像

- ・環境活動に取り組む団体や企業、また、環境知識を有する人材が高く評価される社会になっています。
- ・企業、県民、NPO、高等教育機関など、様々な協力関係が構築され、地域の環境保全活動や課題解決に積極的に取り組んでいます。

(1) 県民による自主的な環境保全行動の促進

現状と課題

- 今日の環境問題の解決には、あらゆる主体がそれぞれの責務と役割に応じて、相互に協力・連携しながら、自主的、積極的に環境の保全に取り組むことが重要です。
- 地球温暖化問題など環境問題の解決には、企業、県民、NPO、高等教育機関など様々な主体の各々が対策を推進する必要があります。
- 特に資金や人材ネットワークの面で事業や活動の実施が困難な中小企業やNPOに対しては、国の支援制度等の活用や、関係する研究者・技術者の紹介など、プロジェクトの構想段階から支援していく必要があります。
- 各主体のパートナーシップによる環境保全活動として、「とくしま環境県民会議」において各種環境活動が推進されているほか、地域の住民と行政等が協働して河川や道路など公共施設の環境美化活動に取り組むアドプトプログラムが全県的に普及・定着しています。

取組展開

① 各主体の自主的な取組の促進

○県民・事業者による自主的な取組の促進

- ・環境の保全・創造への県民共通の行動指針・規範である「環境首都とくしま・未来創造憲章」のさらなる普及を図ります。
- ・環境の保全・創造に関する顕著な功績を称え、県民等による自主的・積極的な環境保全活動等を促進するため、とくしま環境賞などの顕彰制度の充実及び活用を図ります。



環境首都とくしま・未来創造憲章

- ・県における「環境首都とくしま・県マネジメントシステム」に基づく取組を推進するとともに、事業者等における「ISO14001」や「エコアクション21」などの環境マネジメントシステムの認証取得を促進します。

○「NPO法人環境首都とくしま創造センター」での支援策

- ・企業、NPO等の環境活動支援を行う「NPO法人環境首都とくしま創造センター」において、国の施策や支援制度等に係る情報提供や、企画提案講座の開催など、事業や活動の安定化を図るための支援を行います。

② パートナーシップによる環境保全活動の促進

○環境保全活動の推進に関する基盤整備

- ・とくしま環境県民会議などを中心に県民、事業者、民間団体等の連携体制の充実を図り、協働による主体的な環境活動を促進します。
- ・徳島県地球温暖化防止活動推進センターや、高等教育機関の産学官連携組織、とくしま環境県民会議と協働し、事業の企画立案や実践手法に優れた能力を持つ人材の育成を図ります。

指標6-1



若者を中心に行うアースパレード

○政策提言能力の強化

- ・国や四国パートナーシップオフィス(四国EPO)と連携し、企業やNPOの環境政策に関する政策提言能力を高めるための取組を展開します。

(2) 広域的な環境保全対策

現状と課題

- 関西広域連合広域環境保全局においては、関西における環境分野の広域的課題に対処していくため、「地球環境問題に対応し、持続可能な社会を実現する関西」を目標に各種施策に取り組んでいます。
- 関西広域連合で実施することで、県の個別実施よりも効果的・効率的に実施することができ、連合が方向性を提示することで取組に統一感が生まれ、構成府県市の優良事例を各構成府県市に波及させることができるというメリットがあります。
- 四国四県でも「四国四県連携事業」として、「四国地球温暖化対策推進連絡協議会」におけるクールビズやウォームビズの取組等を実施しています。
- このほか、「四国地域エネルギー・温暖化対策推進会議」による産学民官での取組なども推進されています。
- 産業廃棄物は県境を越えて広域的に流入・流出されることもあり、県内での不適正処理や不法投棄の防止を図るため水際での防止が求められます。

取組展開

① 関西・四国の中の徳島

○ 関西広域連合（広域環境保全局）における取組

- ・ 広域環境保全計画に定められた「低炭素社会づくり（地球温暖化対策）」、「自然共生型社会づくり（生態系保全）」、「循環型社会づくり（資源循環対策）」、「持続可能な社会を担う人育て（環境学習の推進）」の4つの施策の基本方向に基づき積極的に取り組めます。
- ・ 関西エコスタイルの推進や関西エコオフィス宣言事業所の募集等を通じて、住民・事業者への普及啓発に取り組めます。



関西夏のエコスタイルポスター(2019年)



関西エコオフィス宣言事業所募集チラシ

- ・次世代自動車の普及に向けて、広域的に取り組めます。
- ・太陽光や太陽熱、水力、風力など、自然の力を活用した自然エネルギーを積極的に導入することにより、地域分散型のエネルギー比率を高め、自立度の高い社会を目指します。
- ・広域的に移動し被害を与えているカワウについて、関西地域カワウ広域管理計画に基づき、広域実施で効果のある被害対策等を推進します。
- ・生物多様性に関する情報の共有・一元化と流域全体での生態系サービスの維持・向上に取り組めます。
- ・廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を推進し、関西全体の廃棄物最終処分量の低減を推進するとともに、都市部と農山漁村地域の近接を活かした資源循環システムの構築を図ります。
- ・水・土壌・大気環境の保全による、快適で安全・安心な生活環境の創出を図るとともに、環境に配慮しつつ、多様で厚みのある歴史・文化資源を活かしたまちづくりを推進します。
- ・自然・歴史・文化など構成府県がそれぞれに持つ地域特性を最大限に活かした交流型の環境学習を展開するとともに、気づきや感動を大切にした年少期における環境学習を推進します。

○四国四県における取組

- ・四国地域エネルギー・温暖化対策推進会議における支援プロジェクトの推進など、四国四県及び国出先機関の協働事業を推進します。
- ・四国地球温暖化対策推進連絡協議会において、「クールビズ・ウォームビズ」の推進を四国四県で連携して推進します。

○産業廃棄物運搬車両の合同検問の実施

- ・兵庫県と連携し、大鳴門橋を挟んだ淡路側と鳴門側のインターチェンジ出入口付近等で、産業廃棄物運搬車両の合同検問を実施します。



徳島・淡路産廃運搬合同検問

(3) 開発における環境配慮の実施

現状と課題

- 本県では、徳島県環境基本条例において、施策の策定・実施に当たっての環境の保全・創造への配慮や環境影響評価制度などの積極的な推進について規定しており、これを踏まえて、平成12年3月に徳島県環境影響評価条例が制定され、一定の要件を満たす大規模な開発事業等の実施に際しての環境影響評価を事業者に義務づけています。
- 徳島県環境影響評価条例の対象とならない中小規模の事業についても、徳島県公共事業環境配慮指針に基づき、周辺環境等に配慮した事業を実施しています。

取組展開

① 環境影響評価体制の整備

○環境影響評価制度の充実・強化

- ・大規模開発事業における環境への負荷の防止及び低減を図るため、徳島県環境影響評価条例に基づく環境影響評価手続を適正に実施します。
- ・社会経済情勢の変化や国の動向等を踏まえ、環境影響評価制度の対象事業の追加等について、調査・研究を進めます。

○公共工事における環境配慮の実施

- ・公共土木工事における環境配慮を推進するため、徳島県公共事業環境配慮指針の適切な運用を図ります。
- ・農業農村整備事業における環境配慮を推進するため、徳島県田園環境配慮マニュアルの適切な運用を図ります。 **指標6-2**

○土地利用対策における環境配慮の実施

- ・徳島県土地利用指導要綱に基づく開発指導を通じて、県民の安全で良好な地域環境の確保に努めます。

(4) 環境保全に関する調査研究及び情報発信の充実

現状と課題

- 県内の環境保全に関する研究者・技術者は少なく、各高等教育機関に分散している上に、プロジェクトの推進に当たっては複数の領域の研究者の協力が必要となっています。
- 総合的な環境研究の推進を行うコーディネーターやスーパーバイザーの養成を図り環境保全に関する調査研究や技術開発を本県をフィールドとして、蓄積させていく必要があります。
- 産学民官による連携のさらなる強化が求められます。
- 「LEDバレイ構想」によるLED関連企業のさらなる集積の加速化、高機能素材を活用した新技術の開発、食品残渣等の未利用資源の有効利用についての研究が課題となっています。
- 情報発信については、県ホームページにおける環境情報の充実をはじめ、環境白書等の刊行やパンフレット等の作成・配布、県の各種広報媒体の活用などを通じて、環境に関する施策や事業等に関する情報提供を行っています。

取組展開

① 調査研究の推進

○調査研究機能の充実

- ・ 保健製薬環境センターの機能強化に向けて、人材の育成を図るとともに調査研究の評価制度の充実など体制の整備を推進します。

○産学官、あるいは産学民官連携による環境研究の推進

- ★ 高等教育機関及び徳島県地球温暖化防止活動推進センターにより、国の支援制度等を積極的に活用し、環境研究や環境・エネルギー技術開発に関する研究、あるいは製品開発に関する共同化を推進します。

○環境関連等の調査研究の推進

- ・ 「LEDトータルサポート拠点」である工業技術センターの性能評価体制を充実させ、LED応用製品の開発支援を行います。
- ・ 高機能素材の加工技術の研究開発により、省エネ施策を推進します。
- ・ 未利用資源や金属などの有効活用についての研究開発を推進します。
- ・ 農林水産分野において、環境負荷低減のための未利用資源の循環利活用技術や環境と調和した資源の保全・利用技術の開発を推進します。

② 環境情報提供の充実

○WEBサイトをはじめとした情報提供の充実

- ・ 県民や事業者のニーズを踏まえ、WEBサイト、環境白書、各種刊行物など多様な媒体を活用した環境情報の提供体制を整備します。
- ・ 徳島県や徳島県地球温暖化防止活動推進センター等のWEBサイトを充実させ、一般知識情報に加えて、環境アドバイザーやうちエコ診断等の専門家の紹介や、助成・融資など支援制度に関する情報、カーボン・オフセットに関する商品やクレジット販売情報等の提供を行います。

第4章

計画の推進と 点検・評価

1 計画推進の基本方針

本計画を円滑かつ効果的に推進していくため、県は、県内の環境の状況や環境政策の動向を的確に把握するとともに、次の点に留意し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的・計画的に推進していきます。

○あらゆる施策・行動への環境配慮の織り込み

県のあらゆる施策や行動に環境への配慮を十分に織り込み、県自らはもとより、県民、事業者、市町村などあらゆる主体の環境の保全及び創造に資する行動を促進すること。

○最適な組み合わせによる多様な環境施策の活用

環境保全の目的に応じて、環境教育・環境学習、情報提供などの自主的な取組を促すための施策や規制的・経済的手法の活用など、多様な政策を最適な組み合わせにより効果的に推進すること。

○各種計画との調和の確保

県の他の計画において環境の保全及び創造に関する事項を定める場合には、本計画の基本的な方向に沿ったものとなるよう相互の連携を図るなど、環境の保全・創造に関する調和を確保すること。

○各主体とのパートナーシップの形成

計画の効果的な推進のため、県民や民間団体、事業者、市町村など各主体との連携や協力、調整に努め、良好なパートナーシップを形成すること。

○総合的な観点からの取組の推進

計画に掲げられた将来の環境像を実現するためには社会経済システムそのものを見直す必要があることから、環境、経済、社会の3つの側面に配慮して総合的に取組を推進すること。

2 各主体の役割

本計画を円滑かつ効果的に推進していくためには、あらゆる主体の自覚と取組が必要であることから、県民、民間団体、事業者、市町村、県などがそれぞれの役割に応じて取組を行うことが望まれます。

○県民の役割

県民は、身近な環境から地球全体の環境まで関わりがあることを十分に理解し、環境への負荷の少ないライフスタイルへの変革に向けて、自らが積極的に取り組むことが必要です。また、参加と協働の観点から、地域における環境活動への参加や県・市町村等が行う環境施策への協力などが望まれます。

○民間団体の役割

民間団体は、地域における環境活動など公益的な視点に立った自主的な取組に加えて、行政区域にとらわれない広域的な環境活動や様々な主体のパートナーシップの形成を促進する上で、より重要な役割を担うことが期待されます。

○事業者の役割

事業者は、社会的責任や地域社会の構成員としての役割を自覚し、自らの事業活動において、環境負荷の低減や環境保全上の支障の未然防止に努めるとともに、循環型社会の形成や地球温暖化の防止に資する社会基盤の構築に大きな役割を果たすことが期待されます。

また、県民や県・市町村との連携を深め、地域の環境活動に積極的に参加・協力するなど、地域社会に貢献していくことが望まれます。

○市町村の役割

市町村は、本計画の基本的な方向に沿って、地域特性を踏まえた施策を総合的かつ計画的に展開していくとともに、自らの事業活動における環境負荷の低減に率先して取り組むことが望まれます。

また、他市町村との連携を深めるなど、広域的な視点に立った取組や、住民・事業者等への適切な啓発や指導、支援などを行うことが期待されます。

○県の役割

県は、自らはもとより、県民、事業者、市町村などあらゆる主体の環境の保全及び創造に資する行動を促進します。

また、計画の効果的な推進のため、県民や民間団体、事業者、市町村など各主体との連携や協力、調整に努め、良好なパートナーシップの形成を図ります。

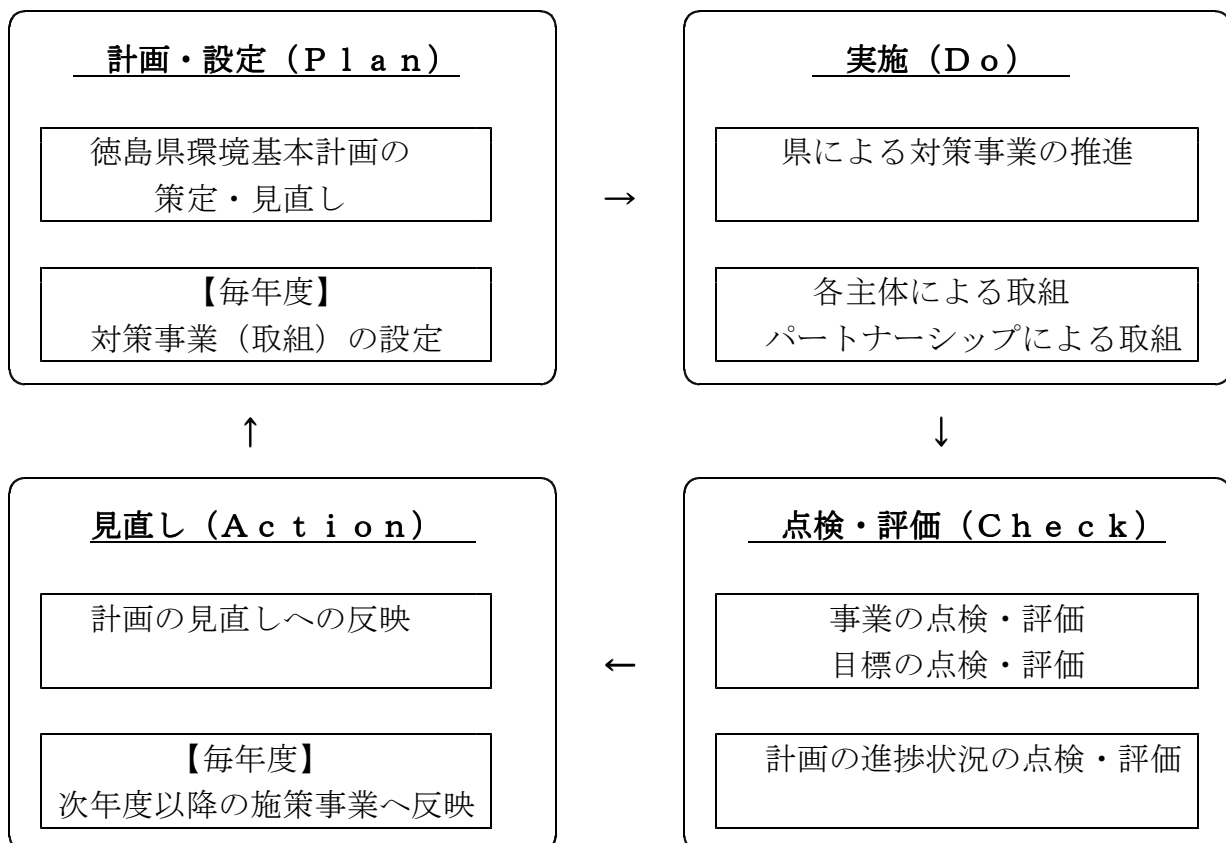
3 計画の点検・評価

本計画の効果的な推進のため、計画に基づく主要な環境施策の実施状況や目標の達成状況などを把握することにより、計画の進捗状況を点検・評価し、計画の確実な推進を図ります。

計画の進行管理には、環境マネジメントの手法であるP D C Aサイクルの考え方を取り入れ、環境保全に向けた取組の設定（P l a n）→取組の実施（D o）→取組の実施状況や環境状況の把握及び点検・評価（C h e c k）→取組の見直し（A c t i o n）といった一連の流れによって、計画の推進状況を適切に点検・評価することとします。

また、点検・評価に当たっては、「環境首都とくしま・県マネジメントシステム」など既存の評価制度などの仕組みを活用しながら、計画の長期的目標や環境施策の各レベルに応じた目標や指標を用いるとともに、各分野別計画で設定した「数値目標」等を取りまとめることにより、それぞれの関連性を踏まえた総合的な点検・評価を行うよう努めます。

<計画の点検・評価のフロー>



4 計画の進行管理体制

本計画の推進に当たっては、知事を本部長とする部局横断組織である「徳島県環境対策推進本部」を中心とする体制のもとで、県が実施する環境の保全・創造に関する各種施策や事業の調整を図るとともに、計画の定期的な点検・評価を行います。

また、計画の点検・評価の結果については、徳島県環境審議会に報告し、必要な意見や提言を受けるとともに、徳島県環境白書や県ホームページ等により計画の推進状況に関する情報を提供し、県民等への計画の浸透や意見・提言を行う機会の創出に努めます。

資料編

資料 1 環境指標

指 標	基準値		目標値		
	年度	数値	年度	数値	
1 気候変動適応とくしま					
1-1	県内イベントとタイアップした電力供給による啓発活動の実施数	—	—	2022年度	5件
1-2	「公的管理森林」面積の拡大(累計)	2017年度	6,152ha	2022年度	12,300ha
1-3	気候変動への適応に関する啓発活動の実施数(累計)	2018年度	2件	2023年度	14件
1-4	「地域気候変動適応センター」の設置	—	—	2019年度	設置
2 エシカルで環境対策					
2-1	「おいしい徳島！とくしま食べきり運動協力店」登録店舗数(累計)	—	—	2022年度	35店舗
2-2	食品ロス削減の啓発活動の実施数(累計)	2017年度	11件	2022年度	60件
2-3	マイ「バッグ&ボトル」キャンペーン参加人数(累計)	2017年度	7,920人	2022年度	12,500人
2-4	プラスチックごみ削減協力店店舗数(累計)	—	—	2022年度	11店舗
2-5	プラスチックごみの資源循環に積極的に取り組む市町村数	—	—	2022年度	24市町村
2-6	「とくしま環境学講座」及び「親子環境学習教室」の受講者数(累計)	2017年度	2,749人	2022年度	9,100人
2-7	新 学校版環境ISO認証取得割合	2017年度	84.0%	2022年度	88.0%
2-8	環境アドバイザー派遣件数(累計)	2017年度	747件	2022年度	1,100件
2-9	エシカル農産物の栽培面積	2017年度	1,415ha	2022年度	1,640ha
3 地域に根ざす自然・水素エネルギー					
3-1	県民の省エネ活動に対するインセンティブの付与(累計)	2016年度	—	2020年度	5地区
3-2	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)の啓発活動の実施数	2017年度	4件	2022年度	14件
3-3	「とくしまエコパートナー」締結企業・団体数	2017年度	5企業・団体	2022年度	30企業・団体
3-4	「水素社会啓発・体験ゾーン」等での環境学習参加者数	2017年度	335人	2022年度	700人
3-5	カーボン・オフセットに基づく森づくり企業・団体数(累計)	2017年度	137企業・団体	2022年度	160企業・団体
3-6	業務用冷凍空調機器の管理者に対する立入検査の実施(累計)	2016年度	10件	2020年度	100件
3-7	「気候変動アワード」の表彰数(累計)	2017年度	2件	2022年度	16件
3-8	自然エネルギーによる電力自給率	2016年度	25.7%	2030年度	50%
3-9	県内イベントとタイアップした電力供給による啓発活動の実施数【再掲】	—	—	2022年度	5件
3-10	地域人材を育成する講座の受講者数	—	—	2022年度	年間20人
3-11	小水力発電施設整備モデル地区数(累計)	—	—	2022年度	4地区
4 好循環社会とくしま					
4-1	水質環境基準の達成率(河川・海域)	2017年度	100%	2022年度	100%
4-2	環境学習、フィールド講座の参加人数	2017年度	500人	毎年	500人
4-3	汚水処理人口普及率	2014年度	55.7%	2035年度	94.7%
4-4	エシカル農産物の栽培面積【再掲】	2017年度	1,415ha	2022年度	1,640ha
4-5	工場・事業場等の水銀排出規制の適合状況	—	—	2022年度	100%

4-6	ダイオキシン類の環境基準の達成状況	2017年度	100%	2022年度	100%
4-7	産業廃棄物の最終処分量(t/年)	2013年度	50千t	2020年度	46千t
4-8	一般廃棄物の県民1人1日あたりごみ排出量(g/人日)	2013年度	959g	2020年度	875g(基本目標)
4-9	一般廃棄物のリサイクル率	2013年度	16.80%	2020年度	28%(基本目標)
4-10	リサイクルの啓発に積極的に取り組む産業廃棄物処理業者(累計)	2017年度	18事業所	2022年度	36事業所
4-11	使用済み農業用フィルム(各種ビニール類)回収率	2015年度	97.4%	2020年度	100%
4-12	産業廃棄物適正処理講習会受講者数	2017年度	1,509人	2022年度	2,000人
4-13	重点監視地区の夜間パトロール実施数	2017年度	年4回	2022年度	年12回
4-14	企業との連携による不法投棄監視協力企業等(累計)	2017年度	24企業・団体	2022年度	34企業・団体
4-15	監視カメラ運用協働監視箇所数	2017年度	2箇所	2022年度	10箇所
4-16	講習会、訓練等の実施回数(累計)	2017年度	1回	2022年度	8回
5 癒しの郷とくしま					
5-1	藻場造成箇所数(累計)	2017年度	21箇所	2022年度	30箇所
5-2	生物多様性アドバンスリーダー数(累計)	2017年度	10人	2022年度	17人
5-3	「徳島県特定鳥獣管理計画(ニホンジカ・イノシシ・ニホンザル)」の策定推進・次期計画の策定	2016年度	現計画策定	2021年度	次期計画策定
5-4	自然公園トイレの洋式化実施率(累計)	2017年度	29%	2022年度	76%
5-5	登山道と四国のみちの再整備ルート数(累計)	2017年度	14ルート	2022年度	17ルート
5-6	生物多様性を保全するための情報交換会(累計)	2017年度	0回	2022年度	4回
5-7	「とくしま生態系レッドリスト」の公表及び活用	2017年度	検討	2021年度	公表
6 みんなでつくる環境首都					
6-1	エコカレッジスクール受講者数	2017年度	86人	2022年度	150人
6-2	自然環境調査に基づく事業計画策定地区数(累計)	2017年度	61地区	2022年度	66地区

資料 2 用語解説

あ

アグリビジネススクール

農業者や農業を志向する者を対象に、農業技術、農業経営及び6次産業化などの講義や実習を行い、グローバル化にも対応できる経営能力を有し即戦力となる農業人材を育成する研修課程。

アスベスト

石綿ともいわれる天然の繊維状鉱物。建築物の断熱材や吸音材、自動車のブレーキライニング等に使われてきたが、発がん性があることから、その使用は特殊な用途を除いて禁止されている。しかし、古い建築物の解体工事に伴う粉じんが問題になっている。

う

ウォームシェア

家庭や地域などで、一人ひとりが暖房を使うのではなく、同じ部屋や場所に集まることで、暖房による消費電力を節約すること。

雨水浸透ます、（雨水）浸透トレンチ

住宅地などに降った雨水を一時的に貯め、ますや管に開いた穴から少しずつ地面に浸透させていく設備。地面に浸透させる量を増やすことで、川や下水道に流れ込む雨水の量を抑えることができ、同時に地下水の涵養や湧き水の復元にも効果がある。

うちエコ診断

省CO₂・省エネに関する知識や省エネ家電、地球温暖化に関する幅広い知識を持った「うちエコ診断員」が専用のツールを用いて、各家庭に対してCO₂排出削減のコンサルティングを行うもので、各家庭の“どこから”“どれだけ”CO₂が排出されているのを見える化し、それぞれの家庭のライフスタイルに合わせた省CO₂・省エネ対策を提案する。

え

エコアクション21

環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム。あらゆる事業者が環境への取組を効果的かつ効率的に行うことを目的に、環境への目標を持ち、行動し、結果をとりまとめ、評価する環境経営システムを構築、運用、維持するとともに、社会との環境コミュニケーションを行うための方法。

エコショップ制度

資源の節約、リサイクル活動、環境保全型商品の販売など、環境にやさしい様々な活動を行っている県内の小売店・事業所・団体等を、知事が認定する制度。

エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。

エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の促進に関する法律」に基づき、たい肥等による土作りと化学肥料・農薬の低減を一体的に行う生産方式の導入を行うことを知事が認定した農業者。

エシカル消費

人や社会、環境などに配慮した製品やサービスを選んで消費すること。倫理的消費ともいう。

お

オーバーユース

自然環境分野で用いる際には、国立公園等の自然地域への過剰利用として用いられる。利用者が集中することにより、踏みつけによる高山植物への影響や土壌浸食、し尿処理やゴミ投棄などの問題がある。

温室効果ガス

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体の総称。二酸化炭素、フロン、メタンなどがある。

か

カーボン・オフセット

自らの日常生活や企業活動等による温室効果ガス排出量のうち、削減が困難な量の全部又は一部を、ほかの場所で実現した温室効果ガスの排出削減や森林の吸収量で埋め合わせること。

家族でおでかけ・節電キャンペーン

家庭での電力消費を削減するために、夏の昼間に家族全員で身近な公共施設や商業施設等への外出を促進するキャンペーン。

環境アドバイザー

環境に関する講演会、研修会、学習会等の講師・指導者として、徳島県が依頼した環境分野の専門家。

環境影響評価

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設等の事業が、大気・水・土・動植物等の環境に及ぼす影響を、事業者自らが、事前に調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して、一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点から、よりよい事業計画を作成すること。

環境首都とくしま・県マネジメントシステム

事業者が、事業活動や製品・サービスが与える環境への負荷を削減するため、自主的に計画（Plan）、実行（Do）、点検（Check）、改善（Action）を繰り返し、継続的改善を図る体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」と言い、本県では、ISO14001の手法を活かしつつ、より効果的かつ効率的な本県独自のシステムを平成21年11月に構築し運用している。

関西エコオフィス宣言事業所

関西広域連合が地球温暖化防止活動の裾野を広げるため、身近なところからの省エネルギーや地球温暖化防止対策に寄与するCSR活動等の環境に配慮した活動に取り組むオフィス（小売店、ホテル、博物館、駅等の集客施設も含む）を募集し登録している。

緩和策

温室効果ガスの排出削減及び吸収対策のこと。

き

気候変動

気温（大気・地表）と海水温の温度上昇、降水量の多寡、海洋の酸性化、海面上昇など、気候システム（大気・陸面・海洋などの相互作用）により発生する現象。

気候変動に関する政府間パネル

(IPCC: Intergovernmental Panel on Climate Change)

人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として1988年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設立された組織。

汽水域

河口など、海水と淡水が混じり合っている水域。

く

クールシェア

オフィスや家庭での冷房時に室温28℃でも快適に過ごすことができる工夫のクールビズから、さらに一歩踏み込み、エアコンの使い方を見直し、1部屋に集まり複数のエアコン使用をやめたり、公共施設などを利用するなど、涼を分かち合うこと。

グリーンイノベーション

環境・エネルギー技術の研究開発・新技術の創出を行い、その成果の利用・普及を推進することにより、産業・社会活動の効率化、新産業の創出や経済の活性化を図ること。

こ

子ども食堂

地域の大人が、貧困家庭や孤食の子どもに、無料若しくは安価に食事を提供する取組として始まった。最近では、親子やお年寄りなども訪れるところもあり、地域コミュニティの場にもなっている。

ごみゼロの日キャンペーン

毎年5月30日。とくしま環境県民会議が、4～7月の期間に、地域や職場周辺などの身近な場所での美化活動（ごみ拾い）を呼びかけている。

さ

災害廃棄物

自然災害に直接起因して発生する廃棄物のうち、生活環境保全上の支障へ対処するため、市町村等がその処理を実施するもの。

し

四国のみち

四国自然歩道のことで全長1,545.6kmの四国を一周する長距離自然歩道。起点は鳴門市、終点は板野町にあり、四国霊場や各地の身近な自然や歴史に親しむことができる。

自然エネルギー

太陽光、太陽熱、風力、水力、バイオマスなど自然由来の再生利用可能なエネルギーのこと。

自然エネルギー協議会

自然エネルギーの普及・拡大を目的に平成23年7月に設立した協議会。地方公共団体を中心に企業・団体が連携することで、自然エネルギーの普及・拡大をさらに加速させることを目指している。

小水力発電

一般的に、出力1,000kW以下の水力発電とされている。この規模の水力発電設備は、河川の水を貯めることなくそのまま利用する方式が採用されることが多い。

食品ロス

小売店で発生する売れ残りや製造過程で発生する規格外品、飲食店や家庭での食べ残しなど、食べられる状態にあるにもかかわらず廃棄される食品のこと。

新 学校版環境ISO

徳島県教育委員会で、平成24年度から「学校版環境ISO」を発展・進化させたもので、従来の学校における節電・ごみ分別・リサイクル活動などの取組とともに、児童・生徒が地域に出向いて、家庭や地域にも波及させていくことを目的としている。

す

水素グリッド

水素を新たなエネルギーとして幅広い分野で活用すること。徳島県では、水素社会の実現に向けて、エネルギーの地産地消に向けた施策展開や災害時における非常用電源としての活用方針などを盛り込んだ「徳島県水素グリッド構想」を平成27年10月に策定している。

水素ステーション

燃料電池自動車に水素を供給するための施設。徳島県庁前に設置している水素ステーションは、太陽光発電の電力で水を電気分解し、水素を製造する自然エネルギー由来のもの。

せ

生物多様性

地球上の生物が、約40億年におよぶ進化の過程で多用に分化し、生息場所に応じた相互の関係を築きながら、地球の生命系を形づくっている多様な生物の世界。また、地球上に存在するすべての生物の間に違いがあること（変異性）を意味し、遺伝子、種及び生態系の3つの観点から捉えられる。

生命線道路

中山間地域における、ネットワークが形成されていない行き止まりの県道のこと。道路災害時に交通が途絶され、集落が孤立する恐れがあるため、交通途絶が起きないように、災害の発生が予見される危険箇所の整備を行う必要がある。

た

脱炭素社会

化石燃料の消費等に伴い発生する温室効果ガスの排出を可能な限り削減し、その排出量と自然界の温室効果ガスの吸収量との均衡を図ることにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定化させるとともに、豊かな県民生活及び経済の持続的な成長を実現できる社会をいう。

ち

蓄電池

充電によって繰り返し使用できる電池。二次電池、バッテリーとも言う。発電や買電した電気を蓄え、必要なときに必要な分だけ使うことができる。

治山施設

山地災害から国民の生命・財産を保全したり、水源を育むなどの保安林の機能を維持・増進させるために設置される人工的な施設や構造物。

て

適応策

気候変動の影響への防止・軽減のための備え及び新しい気候条件利用を行うこと。

電力系統

電気を利用者に届けるための、発電・変電・送電・配電を統合した電力システムのこと。国内では現在、旧一般電気事業者である10の電力会社がそれぞれに電力系統を持ち運用している。

と

とくしまエコパートナー

気候変動対策の推進に意欲を有し、県と共同して事業を企画立案し、実施する事業者又は民間団体。

とくしま環境県民会議

「人と自然とが共生する住みやすい徳島」を実現するために、県民、事業者、行政の各主体が連携・協力して調査研究や普及啓発等に取り組むとともに、それぞれの役割に応じて、環境負荷の低減に向けた行動を実践する県内最大の環境団体。

とくしま協働の森づくり事業

企業や家庭等から排出するCO₂のうち、自身で削減できない部分を、寄付金による間伐や植林などの森林整備を実施することで、CO₂の吸収を埋め合わせる「カーボン・オフセット」の取組。

寄附を頂く「企業等」と、寄付金を受入れ森林整備を実施する「公益財団法人徳島森林づくり推進機構」、整備された森林のCO₂吸収量を認証する「徳島県」の3者で行う森づくり活動。

徳島県地球環境を守る日

4月22日。県民一人ひとりが気候変動対策の重要性に関する理解を深め、積極的に地球環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため設けられた。

徳島県廃棄物処理計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5の規定により定める法定計画であり、環境大臣が定めた「基本方針」に基づき、県内における廃棄物の排出抑制や再生利用等による廃棄物の減量化を図るための具体的な計画である。計画は5年ごとに見直しを行っており、現在の第四期計画は、2016（平成28）年度から2020年度までを対象期間としており、2020年度を目標年度としている。

とくしま漁業アカデミー

浜を支える意欲ある担い手を育成・確保するため、公益財団法人徳島県水産振興公害対策基金が運営する漁業学校。徳島県での漁業就業を目指す者を対象に、座学、現場実習、資格取得の研修を実施し、漁業現場で活躍できる漁業人材を養成する。

とくしま経済飛躍ファンド

徳島県の産業振興、地域経済の活性化を図るため、官民協力により創設した基金。国債などで運用し、その運用益を有効に活用し、県内中小企業者等が行うLED、地域資源、農工商連携関連分野における事業展開を支援。

とくしまSATOUMIリーダー

水環境や里海に関する知識を持ち、県内地域での里海づくりの啓発、活動を主体的に行うことができる人材。

とくしま地域産学官共同研究拠点

徳島大学産学官連携プラザに本部を置く共同研究の拠点。産・学・官が互いに連携しながら施設を活用することにより、研究シーズの産業分野への適用、卓越した研究推進等を通じて徳島県の地域企業力の向上と経済の活性化を目指す。

徳島夏・冬のエコスタイル

徳島県、とくしま環境県民会議などが主体となり、節電・省エネの取組を、「省エネ社会の実現」に向けたライフスタイルの転換に繋げていくため、電力需要が高まる夏・冬の期間を中心に、県民や事業者に対し「冷暖房時の適切な室温設定（クールビス・ウォームビス）」、「不要な照明や電化製品などのこまめな電源オフ」、「エコドライブの徹底」などを呼びかけ、また、関係機関と連携して意識啓発のための取組を積極的に展開するもの。

とくしま林業アカデミー

林業就業希望者を対象に、1年間で実践的な林業研修を習得させ、県内林業事業者等へ即戦力となる人材を育成する、公益社団法人徳島森林づくり推進機構が運営する研修機関。

特定外来生物

生態系や農林水産業に悪影響を与える恐れがある国外由来の種。「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、環境省が指定している。

ね

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)

住宅の高断熱化と高効率設備により、快適な室内環境と大幅な省エネルギーを同時に実現した上で、太陽光発電等によってエネルギーを創り、年間に消費する正味（ネット）のエネルギー量が概ねゼロとなる住宅（ハウス）及びビルのこと。

燃料電池自動車（FCV）

水素と酸素を化学反応させて電気をつくる燃料電池を動力源とした自動車。運転時に排出されるのは水だけであり、究極のエコカーといわれている。

は

パーク・アンド・ライド

交通渋滞を緩和するために、自動車を都市の郊外の駐車場に停めて、鉄道やバス等の公共交通機関に乗り換えて都市の中心に入る手法。

バイオマス

自然エネルギーの一つで、動植物由来の再利用可能な有機性の資源（化石燃料を除く）。木くず、家畜の糞尿、食品廃棄物などがある。

パリ協定

2020年以降の気候変動対策に関する国際的な枠組みを定めた協定。2015年12月にフランス・パリで開催されたCOP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）において採択された。「世界の平均気温の上昇を産業革命前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすること」を世界共通の長期目標とし、2018年12月にポーランドで開催されたCOP24においては、その実施指針が採択された。

ふ

フードバンク

品質には問題はないが、包装の破損や過剰在庫などの理由で売り物にならなかった食品を企業などから寄贈してもらい、施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動。

フロン

炭素と水素のほか、フッ素、塩素、臭素等のハロゲンと呼ばれる物質を多く含む、人工的に作られた化合物。主にCFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）、HFC（ハイドロフルオロカーボン）の3種類に分類される。冷蔵庫やエアコンなどの冷媒、精密部品の洗浄剤などに広く使われてきたが、オゾン層の破壊、地球温暖化への影響が明らかにされ、現在は、モントリオール議定書をはじめとする様々な国際協定や法律により、製造及び使用について大幅な制限がかけられている。

ほ

ポリ塩化ビフェニル（PCB）

人工的に作られた、主に油状の化学物質。水に溶けにくく、沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されていたが、発がん性や催奇形性など、ダイオキシン類と類似した毒性があることが明らかとなり、現在は、製造・輸入とも禁止されている。

ま

マイバッグキャンペーン、マイボトルキャンペーン

買い物の際に自分のバッグを持参してレジ袋を断ったり、外出先で自分の水筒などの飲料容器を持参して使用する取組を進める運動。

マニフェスト制度

産業廃棄物の委託処理における排出事業者責任の明確化と、不法投棄の未然防止を目的として、排出事業者がその処理を委託する場合に、産業廃棄物の名称、数量、運搬業者名、処分業者名などを記載したマニフェスト（産業廃棄物管理票）を交付し、産業廃棄物とともに流通させることにより、適切に処理が行われたことを確認するための制度。

み

未利用エネルギー

工場排熱、地下鉄や地下街の冷暖房排熱、外気温との温度差がある河川や下水、雪溶熱など、有効に利用できる可能性があるにもかかわらず、これまで利用されてこなかったエネルギーの総称。

め

メガソーラー

出力1メガワット（1000キロワット）以上の大規模な太陽光発電。発電所建設には広大な用地を必要とするが、再生可能エネルギーの基幹電源として期待されている。

も

モーダルミックス

自動車、鉄道、バスなどの各交通機関がそれぞれの特性を活かして連携し、効率的な交通体系を作ること。

木質ペレット

おが粉やかんな屑など製材副産物を細砕し、圧縮成型した木質燃料。主にストーブやボイラーの燃料として利用されている。

モニタリング

日常的・継続的な点検のこと。

藻場

沿岸域に形成された海草・海藻の群落。多くの水生生物の生活を支え、産卵や成育の場を提供しているほか、水中の有機物を分解し、栄養塩類や炭酸ガスを吸収し、酸素を供給するなど海水の浄化に大きな役割を果たしている。

ゆ

有機農産物

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと、並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産方式を用いて生産された農産物。

り

リスクコミュニケーション

県民、民間団体、事業者、行政などが、環境リスクに関する情報を共有するとともに、相互理解と信頼関係を築き、環境リスクの効果的な低減を図ること。

れ

レッドリスト

絶滅の恐れのある野生生物の種のリスト。国際的には国際自然保護連合（IUCN）が作成しており、国内では環境省のほか、地方公共団体やNGOなどが作成している。

アルファベット

CFRP（炭素繊維強化プラスチック）

carbon fiber reinforced plasticsの略称。炭素繊維とプラスチックとの複合材料で軽量かつ鉄の約10倍の強度であり、耐食性に優れるなどの特性を持つ。

GAP（Good Agriculture Practice：農業生産工程管理）

農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のこと。

ISO14001

企業などの活動が環境に及ぼす影響を最小限にとどめることを目的に定められた、環境に関する国際的な標準規格

LEDバレイ構想

世界有数のLEDメーカーが立地するという本県の優位性を活かし、21世紀の光源であるLEDを利用した光（照明）産業の集積により、地域経済の活性化を図ろうとするもの。

PRT制度(Pollutant Release and Transfer Register：化学物質排出・移動量届出制度)

有害性が疑われるような化学物質が、どこからどのくらい環境中へ排出されているか、廃棄物として移動しているか確認し、集計、公表する仕組みのこと。

3 R（スリーアール）

廃棄物等の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の3つの取り組みを指し、それぞれの頭文字を取ったもの。

3 Rモデル事業所

3 Rに積極的に取り組む事業所を認定する「徳島県リサイクル認定制度」により、認定を受けた事業所。

資料3 SDGs17ゴール及び 第3次徳島県環境基本計画とSDGsとの関連性



目標1(貧困)	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標2(飢餓)	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
目標3(保健)	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
目標4(教育)	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
目標5(ジェンダー)	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
目標6(水・衛生)	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
目標7(エネルギー)	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
目標8(経済成長と雇用)	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。
目標9(インフラ、産業化、イノベーション)	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
目標10(不平等)	各国内及び各国間の不平等を是正する。
目標11(持続可能な都市)	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。

目標12(持続可能な生産と消費)	持続可能な生産消費形態を確保する。
目標13(気候変動)	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
目標14(海洋資源)	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
目標15(陸上資源)	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
目標16(平和)	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
目標17(実施手段)	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

第3次徳島県環境基本計画とSDGsとの関連性

主要取組	分野				
		1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに
1 気候変動適応 とくしま	(1) 気候変動に適応した防災・減災力の向上				
	(2) 気候変動に適応した農林水産業の振興				
	(3) 気候変動に適応した産業経済活動及び県民生活の安定				
2 エシカルで 環境対策	(1) 環境に配慮したエシカル消費の推進				
	(2) 環境教育・環境学習の充実				
	(3) 環境に配慮した持続可能な事業活動の推進				
3 地域に根ざす 自然・水素エ ネルギー	(1) 新次元の温室効果ガス削減				
	(2) 自然・水素エネルギー導入の推進				
	(3) 自然・水素エネルギー関連産業の創出と振興				
4 好循環社会 とくしま	(1) 水資源、大気環境、土壌環境・地盤環境の保全				
	(2) 騒音・振動・悪臭、化学物質による環境汚染の防止				
	(3) 資源の循環利用				
	(4) 平時と災害時に対応した廃棄物処理対策				
5 癒しの郷 とくしま	(1) 多様な自然環境の保全とふれあいの創造				
	(2) 癒しの郷とくしまの創造				
	(3) 生物多様性のゆりかごとくしまの創造				
6 みんなでつく る環境首都	(1) 県民による自主的な環境保全行動の促進				
	(2) 広域的な環境保全対策				
	(3) 開発における環境配慮の実施				
	(4) 環境保全に関する調査研究及び情報発信の充実				

SDGs17のゴール

5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
ジェンダ ー平等 を実現し よう	安全な 水とトイ シを世界 中に	エネル ギーを みんな にそして クリーン に	働きが いも経済 成長も	産業と 技術革 新の基 盤をつ くろう	人や国 の不平 等をなく そう	住み続 けられる まちづく りを	つくる責 任つかう 責任	気候変 動に具 体的な 対策を	海の豊 かさを守 ろう	緑の豊 かさも守 ろう	平和と 公正を すべて の人に	パートナ ーシップ で目標を 達成しよ う
												
												
												
												
												
												

資料 4 第 3 次徳島県環境基本計画の検討経過

開催日時	会議等の名称	主な審議事項等
平成29年12月22日	諮問の実施	徳島県環境基本計画の在り方について（諮問）
平成30年2月2日	環境審議会総会 （平成29年度第1回）	環境基本計画の改定について
平成30年2月2日	環境政策部会 （平成29年度第1回）	部会における審議の進め方及びスケジュールについて
平成30年5月10日	環境基本計画小委員会 （第1回）	現計画の進捗状況等について
平成30年10月1日	環境基本計画小委員会 （第2回）	現計画の進捗状況の検証，改定計画の素案について
平成30年11月16日	環境基本計画小委員会 （第3回）	改定計画の素案（主要取組）について
平成31年1月18日	環境基本計画小委員会 （第4回）	改定計画の素案（全体）について
平成31年1月31日	環境政策部会 （平成30年度第1回）	第3次徳島県環境基本計画（素案）について
平成31年3月11日～ 平成31年4月9日	パブリックコメント	第3次徳島県環境基本計画（素案）について
令和元年5月28日	環境政策部会 （令和元年度第1回）	第3次徳島県環境基本計画（案）について
	答申の実施	
	計画の決定・公表	

資料5 県民意見の反映等

(1) 素案に係るパブリックコメントの実施結果について

- 1 実施期間 平成31年3月11日(月)～平成31年4月9日(火)まで
- 2 提出意見 4名 23件
- 3 計画への反映状況
 - ・5件の御意見を計画に反映
 - ・残りの御意見については、当計画素案の趣旨に沿ったものであり、今後、当計画を運用する際の参考とさせていただきます。

(2) 「徳島県環境基本計画」改定に係るアンケート結果について

1 調査方法

- ①食品ロス削減イベント(県内3箇所で開催)の来場者
- ②とくしまエコパートナーである企業、団体の顧客・会員等
- ③とくしま環境県民会議会員等

2 アンケート実施日

- ①平成30年10月17日、10月21日、11月23日 ②平成30年11月中 ③平成30年11月中

3 回収状況

204名 (①71名、②58名、③75名)

性別： 男性109名、女性91名、不明4名
年齢： 20歳未満 23名、 20歳代 26名、 30歳代 29名、 40歳代 38名 50歳代 36名、 60歳代 26名、 70歳以上 22名、 不明 4名

4 アンケート結果について

- ①現在の環境の状況について、満足していることは何ですか？

	選択肢内容	人数	回答割合
1	歴史的・文化的な環境が保全されている	88	43.1%
2	家庭ごみなどの廃棄物の削減やリサイクルが推進されている	82	40.2%
3	太陽光発電等の自然エネルギーの利用が広がっている	78	38.2%
4	川や海などのきれいな水環境が保全されている	76	37.3%
5	騒音・振動・悪臭等が防止されている	69	33.8%
5	森林等身近な自然環境が保全されている	69	33.8%
7	環境教育・環境学習が推進されている	68	33.3%
8	大気環境が保全されている	66	32.4%
8	市民による環境保全活動が推進されている	66	32.4%
10	希少な野生生物の保護や外来種対策が行われている	55	27.0%
11	省エネ型ライフスタイルへの転換が図られている	54	26.5%
計			204名中

②現在の環境の状況について、満足していないことは何ですか？

	選択肢内容	人数	回答割合
1	川や海などのきれいな水環境が保全されている	78	38.2%
2	希少な野生生物の保護や外来種対策が行われている	71	34.8%
3	家庭ごみなどの廃棄物の削減やリサイクルが推進されている	65	31.9%
4	騒音・振動・悪臭等が防止されている	64	31.4%
5	森林等身近な自然環境が保全されている	63	30.9%
6	省エネ型ライフスタイルへの転換が図られている	56	27.5%
7	太陽光発電等の自然エネルギーの利用が広がっている	53	26.0%
7	大気環境が保全されている	53	26.0%
9	環境教育・環境学習が推進されている	51	25.0%
10	市民による環境保全活動が推進されている	50	24.5%
11	歴史的・文化的な環境が保全されている	42	20.6%
計			204名中

③今後5年間で、徳島県が重点的に取り組むべきと考えられる環境分野は何ですか？
(3つまで選択可)

	選択肢内容	人数	回答割合
1	地球温暖化対策	83	40.7%
2	家庭ごみなどの廃棄物の削減やリサイクルの推進	78	38.2%
3	水環境の保全	76	37.3%
4	災害時の環境影響の把握や災害廃棄物処理対策	65	31.9%
5	環境教育・環境学習の推進	51	25.0%
6	森林等身近な自然環境の保全	44	21.6%
7	吉野川等の自然環境や歴史的・文化的環境のPR	40	19.6%
8	エシカル消費（選択消費）の推進	38	18.6%
9	省エネ型社会へライフ・ビジネススタイルの転換	37	18.1%
10	太陽光発電等の自然エネルギーや水素エネルギーの導入促進	35	17.2%
11	騒音・振動・悪臭等の防止	31	15.2%
12	大気環境の保全	30	14.7%
12	県民や事業者等の連携による環境保全活動の推進	30	14.7%
14	希少な野生生物の保護や外来種対策	25	12.3%
15	土壌・地盤環境の保全	23	11.3%
16	その他	3	11.3%
17	特になし	3	11.3%
計			204名中

資料6 徳島県環境審議会委員

(令和元年5月1日現在) (50音順, 敬称略)

氏名	職名	環境政策 部会委員	基本計画 小委員会	備考
青葉 暢子	鳴門教育大学大学院教授	○		
石田 啓祐	徳島大学名誉教授			
岩下 佳代	一般社団法人徳島県薬剤師会理事			
奥嶋 政嗣	徳島大学大学院教授	○		
鎌田 磨人	徳島大学大学院教授			
川口 幸那	公募委員	○		
川瀬 益栄	J A 徳島女性組織協議会会長			
岸 史郎	一般社団法人徳島県産業廃棄物協会会長			
喜多 三佳	四国大学教授	○		
齋藤 恵	一般社団法人徳島県医師会常任理事			
貞本 秀昭	日亜化学工業株式会社総合部門環境安全本部長	○		
佐藤 智恵美	徳島大学大学院助教			
佐藤 征弥	徳島大学准教授			
住村 洋昌	徳島県漁協青壮年部連合会会長			
田渕 桂子	元社団法人日本建築士会連合会女性委員	○		
近森 憲助	鳴門教育大学名誉教授	○		副会長
津川 なち子	特定非営利活動法人徳島環境カウンセラー協議会理事	○	○	
百々 健一	一般社団法人徳島県建設業協会常任理事			
富峯 康代	日本野鳥の会徳島県支部			
中 央子	徳島県消費者団体連絡会事務局長	○		
長尾 文明	徳島大学大学院教授	○	○	
中野 晋	徳島大学環境防災研究センターセンター長	○	○	副会長
中村 英雄	特定非営利活動法人新町川を守る会理事長			
西森 ひとみ	農業(桃農家・六次産業)			
西山 賢一	徳島大学大学院准教授			
橋本 延子	女性林業研究グループ「那賀川こまち」会長			
濱口 靖徳	一般社団法人徳島県猟友会会長			
林 紀子	徳島商工会議所女性会副会長			
原田 有理	公募委員	○		
板東 喜代子	連合徳島中央地域協議会事務局長	○		
古本 奈奈代	徳島文理大学教授	○		
北條 昌秀	徳島大学大学院教授	○		
真鍋 紀子	徳島市大松小学校校長	○		
水口 裕之	徳島大学名誉教授			
本仲 純子	元徳島大学大学院教授	●	○	会長
八木 一夫	公益社団法人徳島県獣医師会副会長	○		
山下 恵理	徳島県森林組合連合会総務指導課係長			
吉村 昇	一般社団法人徳島新聞社理事総務局長	○		
松崎 由美	阿南市環境保全課係長	○		
福岡 祐司	神山町住民課課長	○		
40人		21人	4人	

● 部会長

資料 7 徳島県環境基本条例

○徳島県環境基本条例

平成十一年三月二十五日
徳島県条例第十一号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第一節 施策の策定等に係る指針(第九条)

第二節 環境基本計画(第十条)

第三節 環境の保全及び創造のための施策等(第十一条—第二十六条)

第四節 地球環境の保全及び国際協力(第二十七条・第二十八条)

第五節 推進体制等の整備等(第二十九条—第三十一条)

附則

私たちは、鳴門海峡から太平洋までの海岸線、剣山及び吉野川をはじめとする豊かな自然の下に、特色ある文化、伝統及び産業をはぐくんできた。

徳島県では、これまで、産業活動に伴う大気汚染及び水質汚濁、乱開発による自然破壊等の環境問題について、各種の環境保全のための対策が進められてきている。

しかしながら、近年の大量生産、大量消費及び大量廃棄を基調とする社会経済活動は、私たちの生活に利便性及び物質的な豊かさをもたらす一方で、廃棄物の量の増大等の都市型及び生活型の環境問題の進行並びに多種多様な化学物質による環境問題の発生をもたらし、さらには、地球全体の温暖化等の地球規模の環境問題を引き起こし、人類の存続の基盤である地球の環境までが損なわれるおそれを生じさせている。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営む上で健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を有するとともに、その環境を将来の世代に継承する責務を有している。

このため、清浄な水及び大気、良好な自然環境、潤いと安らぎのある環境等が維持され、かつ、環境への負荷の少ない循環を基調とした社会経済活動が着実に進められている活力ある社会を構築し、人と自然とが共生する住みやすい徳島を実現することに向け、私たちすべてが、共通の認識の下に、相互に協力しながら、事業活動及び日常生活において自主的かつ積極的に取り組むとともに、このような取組を通じて地球環境の保全に貢献する必要がある。

ここに、私たちは、健全で恵み豊かな環境を保全し、より良い環境を創造するとともに、将来の世代に継承していくことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- 二 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、酸性雨の発生、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- 三 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第三条 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境が県民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、現在及び将来の県民がこの恵沢を享受するとともに人と自然との共生が将来にわたって確保されるように適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、すべての者の参加及び相互の協力の下に、環境への負荷の少ない循環を基調とした社会経済活動が行われるようになることによって、経済の発展との統合を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、行わなければならない。
- 3 地球環境の保全は、地域の環境が地球の環境と深くかかわっていることにかんがみ、すべての者の事業活動及び日常生活における自主的な取組により積極的に推進されるとともに、国際協力の下に推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町村が行う環境の保全及び創造に関する施策を支援するように努めるものとする。

(市町村の責務)

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関し、その区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市町村は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、県及び他の市町村と連携を図るように努めるものとする。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するように努めなければならない。

(県民の責務)

第七条 県民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するように努めなければならない。

(環境の状況等の公表)

第八条 知事は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第二章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第一節 施策の策定等に係る指針

第九条 県は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行うものとする。

- 一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- 二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- 三 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、潤いと安らぎのある環境が保全され、及び創造されること。

第二節 環境基本計画

第十条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、徳島県環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 知事は、経済事情の変化、環境の状況の変化等により必要があると認めるときは、環境基本計画を変更するものとする。
- 6 第三項及び第四項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第三節 環境の保全及び創造のための施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十一条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図ること等により環境の保全及び創造に配慮しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第十二条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制等の措置)

第十三条 県は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

- 2 県は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制、指導その他の措置を講ずるように努めなければならない。

(誘導の措置)

第十四条 県は、県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「県民等」という。)が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(施設の整備等の推進)

第十五条 県は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び絶滅のおそれのある野生動植物の保護増殖その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、公園その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 県は、前二項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全及び創造上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(水環境の保全等)

第十六条 県は、河川、沿岸海域等の水質に対する汚濁の負荷の低減、森林、農地等の水源をかん養する機能の向上、水辺地等の人と自然との触れ合いの場の確保等を図ることにより、良好な水環境が保全され、及び創造されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(森林及び緑地の保全等)

第十七条 県は、緑豊かな県土が生物の多様性、人と自然との豊かな触れ合い等に寄与していることにかんがみ、森林及び緑地を保全し、並びに緑化を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(良好な景観の形成等)

第十八条 県は、地域の環境の特性に配慮した良好な景観の形成及び歴史的文化的遺産の保全を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進等)

第十九条 県は、環境への負荷の低減を図るため、県民等による資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用及び廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、環境への負荷の低減を図るため、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

(事業者が行う環境管理の促進等)

第二十条 県は、事業者がその事業活動に係る環境への負荷の低減を図るために自主的に行う環境の保全に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成及び実施、体制の整備並びにこれらの監査の実施等からなる環境管理が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、前項の環境管理を行うように努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興等)

第二十一条 県は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により県民等が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに県民等の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(県民等の自発的な活動の促進等)

第二十二条 県は、県民等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、市町村及び県民等と連携した環境の保全及び創造に関する活動を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第二十三条 県は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興、県民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進並びに市町村及び県民等と連携した環境の

保全及び創造に関する活動の推進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査及び研究開発の実施等)

第二十四条 県は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、環境の保全及び創造に関する事項について、情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究開発の実施並びに研究開発の成果の普及に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第二十五条 県は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、試験、検査等の体制の整備に努めるものとする。

(県民等の意見の反映)

第二十六条 県は、環境の保全及び創造に関する施策に県民等の意見を反映させるように必要な措置を講ずるものとする。

第四節 地球環境の保全及び国際協力

(地球環境の保全)

第二十七条 県は、県、市町村及び県民等がそれぞれの役割に応じて地球環境の保全に資するよう行動するための指針を定めるとともに、これに基づく行動を積極的に促進するものとする。

2 県は、前項に定めるもののほか、地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

(国際協力)

第二十八条 県は、国及び関係機関と連携し、地球環境の保全に関する情報の提供等を行うことにより、地球環境の保全及び海外の地域の環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第五節 推進体制等の整備等

(推進体制等の整備)

第二十九条 県は、その機関相互の連携を図り、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に調整し、及び推進するための体制を整備するものとする。

2 県は、市町村及び県民等と連携して、環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第三十条 県は、県の区域を越えた広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関

する施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第三十一条 県は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に定められている環境の保全及び創造に関する県の基本的な計画であって、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、第十条の規定により定められた環境基本計画とみなす。

(徳島県公害防止条例の一部改正)

3 徳島県公害防止条例(昭和四十六年徳島県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

(徳島県自然環境保全条例の一部改正)

4 徳島県自然環境保全条例(昭和四十七年徳島県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

(徳島県空き缶等の散乱の防止に関する条例の一部改正)

5 徳島県空き缶等の散乱の防止に関する条例(昭和六十三年徳島県条例第十二号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略